

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

資料1-1

(敬称略、カナ順)

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	イトウ カヨコ 伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	オオガタ ミカ 大方 美香	大阪総合保育大学 学長	
3	カジキ ノリコ 梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授	
4	クニハラ チエ 國原 智恵	奈良市保育会 会長	
5	クリモト キョウコ 栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
6	クワハラ アイコ 栗原 愛子	公募委員	
7	サクライ カズタカ 櫻井 一宇	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
8	シゲマツ ケイイチ 重松 敬一	奈良教育大学 名誉教授	
9	シミズ マスハル 清水 益治	帝塚山大学 教育学部 教授	
10	タナカ アキトモ 田中 章友	公募委員	
11	ツジナカ カナコ 辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
12	ニシヤマ アキノリ 西山 明範	奈良市私立幼稚園協会 副会長	
13	ムライ タクヤ 村井 琢哉	NPO法人山科醍醐こどものひろば 相談役	
14	ヤマノ ケンジ 山野 賢二	奈良市PTA連合会 会長	
15	ワタナベ ヤスコ 渡邊 和香	NPO法人女性と子育て支援グループ pokkapoka 理事長	

○奈良市子ども・子育て会議条例

平成25年3月28日条例第12号

改正

平成26年10月3日条例第33号

令和5年6月27日条例第18号

奈良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

附 則（令和5年6月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

奈良市子ども・子育て会議 教育・保育部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- (3) 前2号のほか、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行する。

(1) 趣旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

(2) 概要

<テーマ>

「奈良市の防災を考えよう ～自分や身近な人の命を守る、子ども目線の自助・共助～」

阪神淡路大震災から30年を迎え、また昨年の能登半島地震も記憶に新しく、全国各地で自然災害の多発により防災意識が高まっている中、令和6年度奈良市子ども会議でも子どもたちからの意見に防災に関する意見が多数寄せられるとともに、次年度に話し合いたいテーマとしても、今年度の内容の続きとして体験などをして深めたいといったアンケート結果が得られた。

また災害弱者となる可能性が高い方々については、それぞれの目線での防災対策等を検討する必要がある、「子ども目線の防災」についても、非常に大切なものである。

以上を踏まえ、令和7年度の子どもの会議では【奈良市の防災を考えよう】というテーマで、「子ども目線の防災」について議論してもらい、それらの効率的な周知啓発方法等についても意見提案するとともに、子どもたちに自分の命を守る「自助」と、身近な人を助ける「共助」について考えてもらう機会にする。

令和7年度

4月	5月	6月	7月	8月
		参加者募集	子ども会議 (全5回) + 市長への 意見報告会	

令和7年5月下旬～7月

令和7年7月～8月

参加者申込受付

子ども会議（全5回）+ 市長・教育長への意見報告

(3) 開催日時及び開催方法

回	開催日	開催時間	開催方法
第1回	7月25日(金)	午前10時から正午まで	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室 ※7月29日(火)のみ大宮小学校
第2回	7月29日(火)		
第3回	8月1日(金)		
第4回	8月5日(火)		
第5回	8月8日(金)		
市長への 意見報告 会	8月19日(火)	午後2時から午後4時まで	

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催する。

※ 5回目のあと、市長・教育長へ提案のプレゼンテーションを行う。

※ 必要に応じて、翌年3月までに回答説明会を実施し、子どもたちの意見がどのように市政に反映されたかについて、市から子どもたちへ説明する機会を設ける。

(4) 参加者

奈良市内に在住又は在学する10歳から17歳までの子ども最大で30名程度を想定する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】
① 奈良市内の各学校(小・中・高等学校、養護学校等)に募集案内チラシ・ポスターを配布
② 奈良市公式ホームページへの募集記事掲載
③ 令和6年度奈良市子ども会議参加者への案内
④ しみんだよりへの募集記事掲載
⑤ 子ども未来部SNSでの発信 等

【 応募方法 】

Logoフォーム内の参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。
応募締め切りは令和7年7月上旬（予定）。

(必要事項)

・ 氏名（ふりがな）

・ 電話番号

・ 参加したい理由

・ 年齢

・ Eメールアドレス

・ 写真撮影・掲載の承諾

・ 住所

・ 学校名/学年

等

(参考)

令和6年度奈良市子ども会議参加者数	22名
令和5年度奈良市子ども会議参加者数	25名
令和4年度奈良市子ども会議参加者数	26名
令和3年度奈良市子ども会議参加者数	20名
令和2年度奈良市子ども会議参加者数	30名
令和元年度奈良市子ども会議参加者数	22名
平成30年度奈良市子ども会議参加者数	20名
平成29年度奈良市子ども会議参加者数	28名
平成28年度奈良市子ども会議参加者数	37名
平成27年度奈良市子ども会議参加者数	42名

(5) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

令和7年度奈良市子ども会議ファシリテーター
地域ファシリテーター／令和4～6年度奈良市子ども会議ファシリテーター 萩原 有紀 氏

(6) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を数名程度募集する。サポーターには、謝礼として1日につき3,500円を支払うこととする。

【募集方法】
①令和6年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内 ②市内の大学等を通じて周知

【応募方法】
Logoフォーム内の参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。 応募締め切りは令和7年7月上旬（予定）。
(必要事項)
・氏名（ふりがな） ・年齢 ・住所
・電話番号 ・Eメールアドレス ・学校名/学部/学年
・参加したい理由 ・写真撮影・掲載の承諾 等

(参考)

令和6年度奈良市子ども会議サポーター参加者数 6名

(7) その他

- ・参加に係る経費（交通費等）として、参加1回につき500円の図書カードを参加者へ配付する。
- ・奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

（参考） 奈良市子ども会議実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

（参加者）

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

（運営）

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

（支援）

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

（市長への意見の提出）

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

（庶務）

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

（施行の細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

（参考） 奈良市子ども会議実施に関する方針

第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。

2025年 奈良市 子ども会議

参

加

者

募

集

今年のテーマ

奈良市の防災を考えよう！

いつ起きるかわからない地震・火事・洪水…。
「いつもとちがう日常」でどうしたら良いのか、みなさんはどれだけ知っていますか？
自分・家族・困っている人のために、どんなことができるのでしょうか？

自分を守るように、自分たちの手で1人でも多くの人を助けるために、いっしょに考えましょう！



ファシリテーター

萩原 有紀 (地域ファシリテーター／2022～2024年 奈良市子ども会議ファシリテーター)

☆開催日時☆

7月25日(金)

29日(火)

・体験ブース
・非常食を食べてみよう！

8月1日(金)

5日(火)

8日(金)

午前10時
～正午まで

全5回終了後は参加者のみなさんによる奈良市への意見報告会を予定！

【8月19日(火)午後 予定】

※グループにわかれて話し合いを進めていきますので
なるべくすべての回に出席してくださいね♪

☆子ども会議とは☆

子どもたちみんなが
「自由に意見を伝える
ことができる」場所！

いろんな学校の
お友だちと交流できるよ♪

(申込については裏面へ)

会場

①奈良市役所 中央棟地下1階【B1会議室】

②7月29日のみ 大宮小学校 ※車で送迎は不可



おうぼ 応募できる人

奈良市内に住んでいるまたは通っている小学5年生から高校3年生。
募集人数は30人程度。

※非常食の試食として、アルファ化米(わかめご飯)を予定しております。
食事の可否を応募フォームにご入力ください。

おうぼ 応募方法

下のQRコードを読み取り、参加申込フォームからお申し込みください！



おうぼ しめきり 応募締切

2025年7月10日(木曜日)まで

※応募者多数の場合は抽選になります。(抽選の結果は応募締切後に応募者全員に連絡します。)

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を奈良市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

いままでの奈良市子ども会議の内容など
くわしくはこちらから



【お問合せ】

奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話:0742-34-4792 FAX:0742-34-4798
メール:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」
令和6年度進捗状況一覧

奈良市子ども未来部子ども政策課
令和7年7月

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

令和5年度進捗管理事業一覧

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

■基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障

①子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	子ども政策課	

■基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実

①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業概要	担当課	備考
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	子ども政策課 幼保こども園課	
3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	子ども政策課 幼保こども園課	
4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	幼保こども園課	
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	幼保こども園課	
6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	幼保こども園課	
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	幼保こども園課	

②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	幼保こども園課	
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	幼保こども園課 学校教育課	
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	幼保こども園課	
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	幼保こども園課	

12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	幼保こども園課	
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	幼保こども園課	
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	幼保こども園課	
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	幼保こども園課	

■基本目標 3 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域教育課	
17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。	学校教育課	
18	学校ICTの推進	タブレット端末等のＩＣＴ機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	教育DX推進課	
19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課	
20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	地域教育課	
21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	学校教育課	

②子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	放課後児童育成課	
23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	地域教育課	
24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	教育支援課	

25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	地域教育課	
26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	放課後児童育成課	
27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	スポーツ振興課	
28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ振興課	
29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	文化振興課 観光戦略課奈良町にぎわい課	
30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	文化振興課	

③心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育支援課 特別支援教育推進課	
32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	特別支援教育推進課	
33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	いじめ防止生徒指導課	
34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	保健予防課	
35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	医療政策課	
36	思春期保健対策（性）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	母子保健課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

■基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
----	-----	------	-----	----

37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。	母子保健課	
38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。		廃止
39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供しま	母子保健課	
40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	母子保健課	
41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	母子保健課	
42	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	母子保健課	
43	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図りま	子育て相談課	
44	4か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やしま	子ども育成課 母子保健課	
45	10か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
46	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
47	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	母子保健課	

49	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) - 第1期(1歳～2歳未満) - 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 - 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) - 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(生後2か月～1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス：出生6週0日後から出生24週0日まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日まで)	健康増進課	
----	-----------	--	-------	--

②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。 地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行います。	母子保健課	
51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を援助します。	母子保健課	
52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	母子保健課	

③小児医療体制等の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	医療政策課	
54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	医療政策課	

■基本目標2 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	

56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。		廃止
58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	幼保こども園課	
59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）	地域教育課（奈良市生涯学習財団）	

②多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	幼保こども園課 子ども育成課	
61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	子ども育成課	
62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	幼保こども園課	
63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）	子ども安心課	

■基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	子ども育成課 子ども給付課	
65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども政策課	
66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	子ども育成課 子ども家庭支援課	

67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	幼保こども園課	
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	地域教育課	

②子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども給付課	
70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	子ども給付課	令和3年度より追加
73	保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の算定方法を緩和します。	子ども給付課	令和5年度より追加

■基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
74	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども給付課	
75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	子ども給付課	
76	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども給付課	
77	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	子ども給付課	
78	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子ども給付課	

79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子ども給付課	
80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
81	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課	
82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課	
83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課	
84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課	
85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	障がい福祉課	
86	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
87	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
88	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。		廃止
89	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障がい福祉課	
90	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課	
91	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	特別支援教育推進課	
92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	保健予防課	

③児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。	子ども育成課 子ども家庭支援課 母子保健課	
94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども家庭支援課	
95-1	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。 平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	子ども育成課	
95-2	子育て世帯訪問支援事業（エンゼルサポート事業・子どもケアラーサポート事業）	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。 令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。	子ども育成課	
96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	母子保健課	
97	奈良市児童相談所（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。		完了
98	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子ども育成課	令和2年度より追加

④子どもの貧困対策の推進

99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	子ども育成課	
----	------------	--	--------	--

100	若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置する予定であり、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めます。	福祉政策課	
101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。	福祉政策課	
102	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。	子ども育成課	令和2年度より追加

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

■基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	子ども育成課	
104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子ども育成課	
105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子ども育成課	

②地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車への乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	危機管理課	

107	青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	危機管理課	
108	防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	危機管理課	
109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	いじめ防止生徒指導課	
110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	いじめ防止生徒指導課	
111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	いじめ防止生徒指導課	

■基本目標 2 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切に社会的な機運の醸成

No	事業名	事業概要	担当課	備考
112	イクメン手帳の配付	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	男女共同参画室	
113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	産業政策課	

■基本目標 3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	道路建設課	
115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	公園緑地課	
116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	公園緑地課	
117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	
118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

記入例		黄色に塗りつぶしてあるセルに、ご確認・ご記入をお願いします。					直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				今後の方針	令和7年度予算額(千円)	担当課			
基本方針① 子どもがいきいきと暮らせるまちづくり		施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標		指標の設定理由	目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に対する担当課評価				取り組み内容・課題等	子ども及びその親縁者に対する関係機関への情報提供は怎么样了か	子どもが子育てしやすいまちづくりの条例第14条第2項の規定に対する担当課評価
基本目標																	
(1) 子どもにとって大切な権利の保障																	
子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	高山市子ども会協同事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な意思による「子ども会議」を開催します。	高山市の子どもの意見表明に対する満足度(%)	高山市子どもにやさしいまちづくりの条例に規定されており、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組みのテーマが異なるため、事業内容もまた子どもたちの満足度が最も事業評価に当たると考えているため。	95	(目標)	100	(予算)	798	B	令和6年度は、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマに、子どもたち自身が、市役所や児童会に意見書を提出。各担当課より意見に対する回答を子どもたちに届出した。令和6年度から11月期を迎える令和7年度は「高山市の防災を考えよう」をテーマに、予定できない防災生防の活動と、取り組むフェイルドワークも行う。たうえで、子どもたちから意見を聴取し、本市の幅広い災害対策の推進に活かしていく。	A	A	継続	783	子ども政策課
							(実績)	97	(決算)	460							

【担当課】事業の担当課を記載しています。※今年度より各事業の担当課が変更になった場合は、赤字で記載してください。

基本方針1 子どもがいそいそと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止の理由				
(1) 子どもにとって大切な権利の保障																	
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子どもの意見表明に対する満足度(%) ※子ども会議におけるアンケートの回答「話しやすかった」に対する回答が5段階評価のうち上位2つの「とても満足する」「そう思う」と回答された割合	奈良市子どもにやさしいまちづくりの条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組みテーマが異なるため、事業全体を通して子どもたちの満足度が最も事業計画に妥当であると思われるため。	99	(目標)	100	(予算)	798	B	令和6年度は、「子どもにやさしいまちについて書えよう1」というテーマのもと、子どもたちが自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。会議開催初年度から11回を迎える令和7年度は「奈良市の防災を伝えよう1」をテーマに、予測できない災害発生時の自助・共助についてフィードバックも行ったうえで、子どもたちから意見を聴取し、本市の幅広い災害対応の推進に活かしていく。	A	A	継続	783	子ども政策課
							(実績)	97	(決算)	460							
(2) 乳幼児期の教育・保育の充実																	
①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	3号認定の利用定員数(人)	子育てと仕事の両立が難しいこととの要因の一つが、保育所等の入所が全てにおいてできていないことであり、現在待機児童の解消に向けて必要な地域及び年齢児に応じた提供体制を整えるにあたり、特に待機児童数の大部分を占める0～2歳児で構成される3号認定児童の利用定員数の確保に努めているため。	3,294	(目標)	3,231	(予算)	15,352	A			継続		0	子ども政策課 幼保こども園課
							(実績)	3,302	(決算)	15,352							
	3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	市立こども園の設置数及び市立幼保施設からの公私連携施設への移行件数の累計	奈良市幼保再編基本計画・実施計画に基づく市立幼保施設の統合再編などによる認定こども園への移行や、民間活力を活用した市立幼保施設の民間移管による公私連携型施設への移行に向けた取組を行っているため。	26	(目標)	24	(予算)	544,206	A			継続	368,771	子ども政策課 幼保こども園課	
							(実績)	27	(決算)	308,812							
	4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	年間延べ利用者(人/日)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	115,170	(目標)	132,317	(予算)	231,438	B			継続	211,989	幼保こども園課	
							(実績)	121,314	(決算)	136,520							
	5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	年間利用人数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	2,285	(目標)	2,865	(予算)	141,718	B			継続	158,586	幼保こども園課	
							(実績)	2,134	(決算)	109,426							
	令和6年度は、「子どもにやさしいまちについて書えよう1」というテーマのもと、子どもたちが自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。会議開催初年度から11回を迎える令和7年度は「奈良市の防災を伝えよう1」をテーマに、予測できない災害発生時の自助・共助についてフィードバックも行ったうえで、子どもたちから意見を聴取し、本市の幅広い災害対応の推進に活かしていく。																

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めた か	拡大、縮小、廃止 の理由			
2 質の高い教育・保 育の一体的提供と内 容の充実	6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	休日保育延べ利用者数(人)	休日保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、休日保育の利用者数が適当であるため。	456	(目標)	510	(予算)	10,285	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、休日保育事業を実施する市内私立保育所1園に対し、保育所運営委託費等を支払った。保育所の入所受付時に、休日保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況等について、保育コンシェルジュがきめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して休日保育の情報を提供する。	A	—	継続	10,087	幼保こども園課
	(実績)	243	(決算)	10,209													
	7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	夜間保育所延べ入所者数(人)	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	524	(目標)	480	(予算)	8,885	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、夜間保育事業を実施する市内私立保育所1園に対して保育所運営委託費を支払った。保育所の入所受付時に、夜間保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況等について、保育コンシェルジュがきめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して夜間保育の情報を提供する。	A	—	継続	9,553	幼保こども園課
	(実績)	564	(決算)	10,298 (同節内の予算を利用)													
	8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	—	職員の資質の向上のために研修を実施しているが、研修での学びを数値化することは難しいので指標の設定は行わない。	—	(目標)	—	(予算)	755	B	保育実践や保育内容、経験年数に応じて必要な専門的知識や実践力を身につけるよう、研修の目的及び内容を検討し、各専門分野の学識経験者や指導者を講師として研修を実施した。また、文部科学省の事業では、指導的役割の人材育成を目的とした研修を行い、公私共に乳幼児教育保育の質の向上に向けて研究を行った。多数の職員の学ぶ機会の保障と資質向上につなげるため、オンラインの活用も積極的に行った。今後も教育・保育のニーズに合わせて研修内容を充実させ資質向上を図っていく。	—	—	継続	1,163	幼保こども園課
	(実績)	—	(決算)	550													
	9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学路の基礎の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	—	校区等によって交流や研修等の連携の持ち方や回数等が異なり、統一的な指標を設定するのが難しいため、指標の設定は行わない。	—	(目標)	—	(予算)	—	B	奈良市立こども園カリキュラムをもとに、遊びを通しての子どもの経験や育ち・学びを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、小学校への接続につなげている。地域や各校区で行われている園職員と小学校職員の交流や情報交換会において、交流体験をすることで、子ども自身は就学への期待を高め、就学後の学びに備える機会となり、職員は子どもたちの発達や成長を捉え、個々に応じた指導につなげている。また、小学校教員と園職員が各園で参加する研修を実施し、互いの教育活動の状況や子どもの学びを伝え合い、交流を行った。今後も校区の様々な校種と連携をとり、円滑な接続のために連携の必要性を認識し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに子どもの姿を共有する等、職員全体で幼小接続に対する意識向上を図っていく。 私立園では、保育所21園、認定こども園24園で小学校との接続として出張授業・行事での交流活動や小学校との接続を見通した保育課程の編成等を実施し、保育所等と小学校との連携及び接続を図った。	—	—	継続	—	幼保こども園課 学校教育課
	(実績)	—	(決算)	—													
	10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	—	支援体制の充実を数値化することは困難であるため、指標の設定は行わない。	—	(目標)	—	(予算)	172,237	B	一人一人に必要な支援を実現するため、子育て相談課と連携し、園生活において支援が必要な園児に対して各園に特別支援教育支援員の配置を行った。 また、支援が必要な子どもへの理解を深め、多様なニーズに応じて対応できるよう、特別支援教育支援員や保育者を対象とした研修や公開講座を実施し、専門的知識の習得と実践力の向上に繋げた。研修内容の充実を図るとともに、開催方法についても対面とリモートを取り入れ、多数の職員が参加できるようにした。次年度からは私立園からの参加対象研修を増加し実施していく。 また、関係機関との連携についても充実を図り、乳幼児期からの切れ目のない支援を保障していく。	—	—	継続	195,698	幼保こども園課
	(実績)	—	(決算)	143,634													
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指す。各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	—	子どもたちの心身の健全育成を図ることが目的であり、各園において年齢に応じた取り組みを実施することとなる。画一的かつ定量的に事業の進捗を図ることが困難であるため指標の設定を行わない。	—	(目標)	—	(予算)	—	B	奈良市立園「食育カリキュラム」に基づき、各園で各年齢に応じた食育目標・食育計画を作成し、保育の場や給食を通じた食育活動を継続して取り組んだ。 引き続き、家庭と園で連携した食育に取り組むことができるよう、令和6年度は「食育だより」を年3回発行した。「食中毒予防」「むし歯予防」「食品ロス」「生活リズムと休作り」について情報提供を行った。	A	—	継続	—	幼保こども園課	
(実績)	—	(決算)	—														

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標							直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度予算額 (千円)	担当課
								目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか				
	施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由											
		12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	—	安全・安心でおいしい給食の提供にあたっては、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーへの配慮など様々な配慮があり、一つの指標をもって達成できたかどうかを評価することが困難であるため、指標の設定を行わない。	—	(目標) — (予算) —	(実績) — (決算) —	B	乳幼児期に望ましい栄養や食事内容を考慮し、和食を中心とし、行事食・郷土料理・旬の食材を取り入れた献立作成を行い、給食の提供を行った。 また、園児たちの安全・安心な給食を提供するため、各園の食物アレルギー対応や食品衛生管理を徹底した。適切な食物アレルギー対応を実施するため、奈良市立園食物アレルギー対応マニュアルの改訂を行っているところである。(令和7年度運用予定)	A	—	継続		—	幼保こども園課
		13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに対応することで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	入所児童数(人)	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要であり、入所児童数が適当であると考えられるため。	6,528	(目標) 6,272 (予算) 823,293	(実績) 6,600 (決算) 665,104	B	令和6年度より職員給与改善費補助金の補助額を月額18,000円から20,000円に引き上げ、保育士等の処遇改善を図り保育人材の確保及び定着の促進を行った。引き続き、保護者の多様なニーズに対応しながら保育士の処遇改善及び保育内容の充実を図るよう補助を行っている。	A	—	継続		943,801	幼保こども園課
		14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	第三者評価又は関係者評価を実施する施設数(園)	第三者評価や保護者アンケート等の関係者評価を実施することで、教育・保育の質の充実につながるため。	57	(目標) 34 (予算) 15,340	(実績) 60 (決算) 2,528	B	公立園：関係者評価として奈良市公立園全園で保護者アンケートによる評価を行うとともに、各園による自己評価を実施し、これらの評価をとりまとめホームページ等で情報を公開した。また、幼稚園・こども園においては学校評価員による園運営全体の評価を実施した。これらの評価から、各園の課題を明確にし、職員の意識改革や課題解決につなげ園運営に活かした。次年度に向けて、異なる職員の実質の向上、園運営や保育の向上を図っていく。 私立園：私立保育所4園、小規模保育事業所4園及び認定こども園23園において、公立園と同様、保護者アンケートと自己評価を実施した。また、私立認定こども園13園で施設評価員を任命を実施した。私立保育所等の第三者評価受審については努力義務であり令和6年度は実施できなかったが、受審することが望ましいので、受審の働きかけ方について検討を進める。施設評価員任命についても実施園増加のため、受審の働きかけを進めていく。	A	—	継続		13,652	幼保こども園課
		15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	1園あたりの在園児童数(人)	本補助金の対象(私立学校法に規定する学校法人が、学校教育法の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する施設を受けたものを除く。)から子ども・子育て支援制度へ移行する幼稚園のことも含まれ、全体の在園児童数ではなく、1園あたりの在園児童数で正確な推移を確認することができるため。	107	(目標) 120 (予算) 16,971	(実績) 93 (決算) 14,495	B	市内私立幼稚園10園に対し、運営費補助金を交付した。人件費及び管理運営に関する費用を補助することにより、各園の教育条件の維持向上を図るとともに、幼稚園経営の健全性を高め、私立幼稚園の健全な発展を図った。継続して実施することにより、奈良市の幼稚園教育の更なる拡充及び振興発展を目指す。	A	—	継続		14,504	幼保こども園課

(3) 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実	16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくり出す。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(人)	地域と学校が連携・協働した事業に取り組む。地域全体の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域のボランティアの参画が必要であるため。	65,605	(目標) 118,800 (予算) 66,943	(実績) 96,458 (決算) 61,913	B	市内の全中学校区(21校区)で、放課後学習支援や読書活動推進(読み聞かせ等)、地域の歴史や文化をイベント等の地域学校連携協働活動の取組を実施し、子どもたちに様々な学びの機会を提供できた。また、本事業を支えるボランティア数は1,589人(地域で決める学校予算事業の分)であり、前年度より30,774人(約1.5倍)増加し、子どもたちを地域全体で育てる体制づくりを推進できた。また、事業の担い手育成のための研修や校区を超えた人材交流の場を設けるとともに、大学生ボランティアの募集を新たに始め、担い手の教育資質向上や確保に向けた取組も実施した。	A	A	継続		67,604	地域教育課
	17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然遺産などを巡り、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇りとしてに誇れる子どもを育成します。	主体的な学びを実施できる子どもの割合(%)	「授業で学んだことを、ほかの学習に活かしていますか。」とのアンケートに当てはまると思えた生徒・児童の割合を増やすことで、世界遺産等の文化遺産や自然遺産などを巡り、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに誇れる子どもの育成を目指す。	84	(目標) 90 (予算) 8,370	(実績) 87 (決算) 8,219	B	令和6年度に世界遺産学習全国シェアミーティングと題した世界遺産学習発表発表会をオンラインで開催し、約150人程度の参加を得ることができた。シェアミーティングにおいて、全国各地との学校間交流やICTを活用した先進的な学び、探究的な学びについて視座を深めることができる機会とすることができた。また市立小中学校で展開する世界遺産学習現地学習や副読本の配付等を滞りなく実施することができた。	A	A	継続		13,427	学校教育課

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和7年度予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
	18	学校ICTの推進	タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	「教員のICT活用指導力」の4観点について「わりのできる」若しくは「やや」 「B授業中にICTを活用して指導する能力」「C児童のICT活用を指導する能力」「D情報モラルなどを指導する能力」の4観点を集計、回答の割合に応じて、今後の研修等の参考とする。	91.4	(目標) 84.5 (実績) 集計中	(予算) 511,000 (決算) 494,012	B	GIGAスクール構想での1人1台端末整備以降、学校の内外で児童生徒がICT機器を学びに利用しているシーンが増えている。教員についても学校の訪問や研修を実施し、児童生徒と同様に活用が進んでいる。令和5年度にシステム基盤を改修し、クラウド環境をフルに活用しながら業務を行えるようにしている。今後、これらの環境を活用した授業改善に取り組みたいと考えている。	A	A	継続	587,247	教育DX推進課	
	19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進 (学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	—	学校の自己評価については学校学校教育法及び学校教育法施行規則により、実施・公表及び設置者である市教育委員会への報告が義務化されており、全ての学校で実施されていることから、指標の設定は適しなと考える。	—	(目標) — (実績) —	(予算) — (決算) —	B	平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、令和元年度中に市立小・中・高等学校の学校評議員制度から学校運営協議会制度にすべて移行した。学校運営協議会を活用し、各学校が自らの教育活動等の成果や取り組みを検証し、学校運営の組織的・継続的な改善を図ることができるよう、状況を把握していく。	A	A	継続	—	学校教育課
	20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	—	協議内容が校内で共有されているか、協議結果に基づく方針の検討を行う体制が学校にあるかどうかといったことが指標として考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを問う新たなアンケート調査を実施することが難しい。	—	(目標) — (実績) —	(予算) 1,710 (決算) 1,139	—	各校区の学校運営協議会（43協議会）において、学校と保護者や地域住民が、学校運営のビジョンや取組状況、課題等について協議を行い、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を実施した。また、学校運営協議会と地域教育協議会の一体的な推進を図るため、それぞれの役割を、学校と地域が共に理解した上で、保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築をめざし、制度理解を深めるための研修を実施した。	—	—	継続	1,943	地域教育課
	21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に果たした研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指す。	奈良市教職員研修講座に係る満足度（％）	奈良市教職員研修講座において実施している受講後アンケートの満足度を4件法で評価しており、これを指標とする。	97.6	(目標) 95 (実績) 98.8	(予算) 2,421 (決算) 1,694	B	若手教員対象の「教員個別訪問研修」を延べ246回実施し、対象教員個々の課題やニーズに合わせた具体的な対応策やアドバイスを行ったことで、学校経営や授業改善に対する意欲の向上を図ることができた。また、教育センターにおいて、キャリアステージや職能に応じた集合型・オンラインの研修講座を95講座を実施し、満足度は98.9%だった。受講者にとって、より効果的な研修内容となるよう、対話をしながら学びを深める場面を設定するなど、内容の改善を図った。	A	—	継続	2,451	学校教育課
	22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	入所児童数（人）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	3,980	(目標) 4,521 (実績) 4,391	(予算) 266,779 (決算) 223,523	B	例年に引き続き延長保育や夜休み等児童提供事業を実施し、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化することで、保護者の負担軽減を図った結果、入所児童数は4,391人となりました。巡回支援員の訪問指導を186回、作業療法士の訪問指導プログラムを133回（対象児童45人）、支援員研修を20回（合計参加人数1,213人）実施し、保育の質の向上に取り組み、引き続き主任支援員を配置し施設運営の効率化を図りました。また、利用児童数の増加による施設の狭小化に対応するため、蒲鉾北ハンビーホールの建て替えを実施しました。共働き家庭の増加に伴い、利用児童数は年々増加していることから、引き続き支援員確保を強化しつつ、児童が安全・快適に過ごすことができるよう施設整備を進めます。	A	A	継続	313,550	放課後児童育成課
	23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに暮らすことができる環境づくりを行います。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数（人）	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため、地域学校協働活動に関わる地域ボランティアの活動人数を指標とした。	65,605	(目標) 118,800 (実績) 96,458	(予算) 19,489 (決算) 17,468	B	市内の全小中学校（42校区）で放課後子ども教室を延べ1,074回開催し、延べ39,882人（令和5年度は36,351人）の児童の参加があり、子どもたちの居場所づくりに貢献した。宿題に取り組み児童を補助する学習支援・学習相談をはじめ、茶道体験、しめ縄づくり等の伝統文化の体験やスポーツ活動等を行うことにより、子どもたちが地域の方々と触れ合い、様々な体験を行う機会を創出できた。また、本事業を支えるボランティア数は、4,869人（放課後子ども教室推進事業のみ）であり、昨年度より79人増加し、子どもたちが心豊かに健やかに育まれる環境づくりに貢献した。さらに、思いやりやそれに伴う年間実施教室数の校区間の差を解消するため、教育プログラムを有する大学生団体と協働し、年間実施回数が少ない校区でプログラムを実施することにより、活動企画の充実となった。活動意欲の向上が見られるなど、活動の活性化につながった。	A	A	継続	19,499	地域教育課

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	拡大、縮小、廃止 の理由			
	24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	年間来館者数（人）	センター学習の市内学校園及び市民への提供状況を直接的に示す数値として、年間来館者を目標指標に設定する。	12,258	（目標） 17,040	（予算） 20,226	B	参加者アンケートに基づき効果的な広報媒体を使い分けることで（大人向けプラネタリウムはLINE、子ども向けキッズホリデークラブはさくら連絡網・コドモンなど）、広報の効率化を図りました。学校園向けのセンター学習は、特別支援学校と幼児こども園からの新たな利用に加え、児童数の多い学校からの利用が数増あったことにより、令和5年度と比較して実績が大幅に向上しました。（R5年度：1,186人、R6年度：1,794人）。親子向けのキッズホリデークラブでは、こどもまつり（5月）と冬まつり（12月）において、当日受付可能な講座を拡充した結果、参加者数が大幅に増加しました。また、利用者の声や申し込み状況を基にニーズの高い講座を把握し、講座数を増やす取り組みを進めました。引き続き、効果的な広報媒体の使い分けとニーズに合った講座の実施を通じて、子どもたちがセンター学習に参加し、探究心や想像力を育む機会を拡充していきます。	A	A	継続	19,540	教育支援課	
	25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	市営青少年野外体験施設の利用者数（人）	魅力的な事業展開や広報活動の拡充により、黒髪山キャンプフィールド及び青少年野外活動センターの利用者数の増加を目指す。		（目標） 11,100	（予算） 37,270			B	キャンプ活動やレクリエーション活動等の学習の機会を提供し、施設の周囲の自然環境を生かした魅力的な事業を展開した。また青少年野外活動センターでは空遊機や大型カーテンを、黒髪山キャンプフィールドでは息掛木の伐採やテントシート整備等を行い施設の充実及び安全性を高めた。令和5年度に利用料抑制を導入したことに伴い利用者数が一時的に少なくなった。今後の持続可能な施設運営及び利用者の満足度を高めるため、ニーズの高い事業や地域にある自然などを生かした幅広い魅力的な事業を実施するとともに、新規利用者の獲得のため更なる広報活動の拡充を行い、青少年の健全育成のための教育・体験活動の場として利用促進に努める。	A	A	継続	30,019
	26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化員舎などにより優先順位を付けて、計画的に整備を進めます。	児童館(4館)の利用者数（人）	地域の中での子どもの憩い場所、遊びの拠点として機能しているか、また、子育て支援の拠点として乳幼児とその保護者に対して遊びや交流の場を提供するという目的をどの程度果たしているかを把握するため、児童館（4館）の利用者数を指標とする。	26,169	（目標） 26,200	（予算） 113,640	B	児童館での各種活動や、地域子育て支援拠点事業等を通じて「子どもの憩い場所づくり」や「児童の健全育成」を促進することができた。指定管理事務制度の導入により、法人のノウハウを活かし更なる児童館事業の充実につなげ、より効果的・効率的な運営を図る。			A	—	継続	116,216
	27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。 （※令和2年より「体育の日」が「スポーツの日」に改められました。）	参加人数（人）	多目的のスポーツを「見て・触れて・体験して」感じることができ「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く誰もが参加できる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心を測る指標と考えられるため。		（目標） 3,000	（予算） 1,600			C	事前予約としているため、運営団体が適正に管理できることにより参加者にきめ細かく対応可能となっているが、参加者は当日気軽にスポーツすることができない。	A	A	継続	1,600
	28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ少年団加入率（％）	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業であるが、少子化等により子どもの絶対数は減少しているため、スポーツ少年団加入対象のうち中心となる総児童数（小学生）に対する加入率を指標とする。	6.4	（目標） 8.3	（予算） 1,000	C	野外活動は参加者少数のため開催しないこととなった。参加者が少ないスキー教室を、より近く安価なボウリング大会へと変更することでスポーツ少年団活動の魅力を発信するよう努めた。			A	A	継続	1,000
							（実績） 7.2	（決算） 1,000								
	29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	事業の実施件数及び参加人数（件）（人）	継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。文化を取り巻く環境は日々変化しており、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	31件 55,287人	（目標） 30件 47,500人	（予算） 19,454	B	各文化施設の特徴を活かし、合計45,358人の子どたちに文化に触れる機会を提供することができた。今後も引き続き、事業を実施していく。	A	A	継続	21,649	文化振興課 観光戦略奈良町にきわい室	
							（実績） 23件 45,358人	（決算） 9,244								

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						令和6年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 （千円）	担当課
						直近の状況 （令和5年度 実績値）		目標・実績値		予算・決算額 （千円）							
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由								子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けたか	拡大、縮小、廃止の理由		
	30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	事業の実施件数及び参加人数（件）（人）	近年多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より能動的な取り組みが求められる。文化を取り巻く環境は日々変化しているため、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	5件 1,931人	（目標） 5件 2,800人	（予算）	2,110		B	なら100年会館やならまちセンター等、それぞれの施設の特徴を活かし、合計972人の子どもたちにも文化に触れる機会を提供することができた。 今後も引き続き、事業を実施していく。	A	A	継続	1,509	文化振興課
③心身の健やかな成長のための取り組みの充実	31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育センターにおける来所教育相談の件数（回）	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより、教育相談事業が周知され、ひいては市民への生活環境の改善・向上に繋がることから、不登校児童生徒のための相談や支援、また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための相談等ことばの指導、発達検査など来所による教育相談延長回数を指標とする。	3,917	（目標） 3,300	（予算）	29,000		A	教育センターの相談フロアの来所相談数については、前年度より目標値を大幅に上回ったが、心理相談件数が増加傾向にあり、待機ができる限り少なくなるよう予約や対応フロアの改善に努めている。各校にスクールカウンセラー配置し、児童生徒や保護者の相談業務を行うとともに、教員との児童生徒に関わる情報共有や会議等にも参加するなど、校内の教育相談担当者や協働して教育関係体制の充実を図った。児童ケースの発生処理はスクールカウンセラーを追加し児童生徒の心の支援にもあった。心理室での支援の周知が広がっている一方、教育センター相談フロア、スクールカウンセラー共に相談予約数が増加しており、今後、カウンセラーの人数増やAIなども活用し、スムーズな相談対応ができるよう取り組んでいく必要がある。 また、特別な支援を必要とする児童生徒を対象とした就学相談や発達検査を通して、保護者・教員が教育的ニーズに応じた適切な学びの選択ができるように対応した。	A	B	継続	31,576	教育支援課 特別教育支援推進課
	32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	通級指導教室における指導を受けている児童生徒数（人）	国は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導について、一人一人のニーズや課題に即した特別な教育過程による指導及び適切な支援の場としての「通級指導教室」を増設し、平成29年度から10年度で、通級指導担当教員の基礎定数化を推進する方向性を示している。本市においても、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援を行うために本指標とする。	671	（目標） 440	（予算）	21,257		A	国はR8年度までの通級指導教室を全校に設置する方針を打ち出していたが、研修や訪問支援、市費講師の派遣等による準備を進めてきた結果、R7年度に市内の全小中学校に通級指導教室が設置されることになった。これにより、特別な支援のニーズがありながらも適切な学びの場につながることが難しくなった児童生徒についても、多様な支援を行うことが可能になった。ただし、当初の予定よりも新規開設校が急速に増えたため、各校の指導者の育成や支援体制の整備をどのように進めていくかが課題である。	A	A	拡大	30,824	特別教育支援推進課
	33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良市のちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	すこやかテレフォン相談件数（件）	青少年やその保護者の電話相談件数がこの数年は概ね増加傾向にある。また、世情を反映した青少年を取り巻く問題も複雑化しており、相談内容は多様化していることから、相談件数を指標とする。	917	（目標） 900	（予算）	900		B	専門的な知識と資格を有する相談員が年中無休で電話相談業務にあたる。令和6年度の電話相談件数は718件であり、前年度の相談件数と比べて少ない結果となった。 相談件数の約8割が成人からの相談であり、その中でも、思春期の子育て等に関わる母親からの電話が多かった。また、一定数の男性からの相談もある。このことから子どもをめぐる諸問題についての電話相談として、市民の中に定着しているものと思われる。一方で、10代の子どもたちからの相談は少ないため、市内の小・中学校に対してポスターとチラシを配付するなど、子どもたちへの広報活動を行った。 青少年やその保護者を取り巻く環境は大きく変化し、いじめや不登校、自殺企図、ヤングケアラー、貧困など、内容は多岐にわたるとともに、深刻化・複雑化していることから、事例検討を中心とした研修会を行い、相談者から依頼される電話相談を目指すため研修に参画している。 しかしながら、相談員として業務負担の大きいボランティア活動であることから新たな相談員の担い手育成が課題となっている。	B	—	継続	900	いじめ防止生徒指導課
	34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	—	啓発については市内にある全高校に対して実施しており、現状維持か高校の統廃合で学校数が今後減少していく中でこれ以上の増加は見込めないため設定指標として望ましくないと考える。	—	（目標） —	（予算）	1,022		B	令和6年度は即日HIV検査、性感染症検査（HIV、梅毒、B型肝炎・C型肝炎検査）共に、通常通りの検査枠で事業を実施出来た。年度途中で即日検査の検査キットの納入が中止される期間があったものの、性感染症検査に切り替えて実施出来た。また、検査の流れを確認できる動画を制作し、ホームページを更新した。 感染不安のある者からの問い合わせはまだまだ多く、特に性感染症検査の希望が多い。不安の軽減が図れるよう、性感染症検査枠を増加して検査事業を継続実施していく。 啓発は、例年通り市内の中学校・高校・大学・専門学校等への啓発チラシやポスターを配布した。 若年層への啓発については、令和6年度も大学1校に健康教育を実施できた。また、大学生自身が、エイズや性感染症に関する正しい知識や予防方法について自分事として関心を持ち、同じ立場の学生と知識を共有出来ることを目指した『スタートアップ事業』を新たに開始した。	B	—	継続	1,149	保健予防課
	35	未成年者の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	未成年者へ啓発物配布人数（人）	たばこから子どもたちの健康を守るためには、学校等の協力を持って啓発を行うことが、効果的かつ効果的であり、その啓発方法としては、学校等を通じて啓発物を配布することが適切であると考えるため。	3,631	（目標） 4,000	（予算）	83		B	・未成年者禁煙相談窓口は継続して実施したが、相談実績は0件であった。 ・たばこの健康への影響等を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、市立小学校6年生の全児童を対象に、学校を通じて児童が保有するタブレット端末にデータを送付した。 ・児童に関心をもって見てもらうため、情報提供内容及びその方法については継続的に検討し改善が必要。	A	C	継続	53	医療政策課
							（実績） 2,636	（決算）	5								

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)		進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及び その関係者 に対して適切 な情報を提 供しました か	子どもが意見 表明や参加 する機会を 設けるよう 努めました か	拡大、縮小、廃止 の理由		
	36	思春期保健対策（性）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	16歳未満の妊娠届出数（件）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設け取組を進めており、関係機関と協力し、啓発活動や支援を行うため。	3	(目標)	0	(予算)	19	B	妊娠届出数1,833件のうち、16歳未満の届出は3件。電話、メールでの相談に加え、令和6年度より電子申請での相談を開始した。ホームページでの相談窓口啓発に加え、市内小・中・高等学校に対し、思春期相談窓口啓発ポスターの配布、市立小中学生に思春期相談カードを配布し相談窓口の周知を行った。看護部会で母子保健課の取り組みや事例の報告及び、学校等に対し思春期教材の貸出を行い、連携強化を図っている。	—	—	継続	0	母子保健課
							(実績)	3	(決算)	18							

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価	今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	拡大、縮小、廃止 の理由				
(1) 子どもと子育て家庭の健康の確保																	
①妊婦から出産、子 育てまでの切れ目な い支援の充実	37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母 親で、親族等から出産後の援助 が受けられない者であって、心 身のケアや育児サポートが必要 な母子を対象に、市内登録産科 医療機関において産後ショート ステイ(宿泊型)、産後デイケア (日帰り型)のサービスを提供 します。 (令和4年4月1日より対象が主 後4か月未満から生後1歳未満 に変更となった)	利用者数(人)	母子保健法の規定により生後1歳 未満の乳児及びその母親で、親 族等から出産後の援助が受けら れない者であって、心身のケアや 育児サポートが必要な母子に対 象に実施しており、利用者数が 事業評価に適切と思われるた め。	108	(目標)	40	(予算)	22,424	A	令和6年度に受け入れ施設が3か所増加し、12医療機関 へ変更。令和6年6月から産後アウトリーチを開始した。 令和7年4月1日から対象者の幅を広げ、より利用しやす い体制整備を進めている。産後ショートステイは延401 泊、産後デイケアは延263日、産後アウトリーチは67 回の利用となり、前年度と比較し来人数、利用日数とち も2世の増加となった。増加する利用者のニーズに応 え、きめ細やかな支援が提供できるよう、受け入れ医療 機関との連携、支援体制の強化を図りながら支援を行っ ている。	A	—	継続	37,026	母子保健課
							(実績)	240	(決算)	22,387							
	38	特定不妊治療費助成事 業	特定不妊治療費助成金を交付す ることにより、医療保険が適用 されず高額な医療費がかかる不 妊治療費の一部を負担し、不妊 に悩む夫婦の支援を行います。	特定不妊治療費 助成証件数 (件) 及び助成額(千 円)	治療費に対する補助事業であ り、事業成果を図るためには助 成件数及び助成額が評価指標と して適当と思われるため。		(目標)	400件 70,000千円	(予算)					廃止	令和4年4月から不妊治療が保 険適用となり、国庫補助が終 了したため事業廃止。		
							(実績)		(決算)								
	39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊婦判定を受け、妊 婦届けを出されたら母子健康手 帳を交付します。母子健康手帳 は、妊婦出産の経過、お子さん の乳幼児健診、予防接種の記録 等大切な成長記録となります。 また、妊婦期からの健康づく りに関する情報を提供します。	28週以降の妊婦 届出数(件)	母子保健法の規定により、適切 な時期に母子健康手帳を交付し 安心して妊婦期から出産を迎 えるため、28週以降の妊婦届出 数が事業評価として適切である と思われるため。	4	(目標)	0	(予算)	747	B	母子健康手帳の中に妊婦、出産、子育てに関する情報を 掲載している。乳幼児健診・予防接種・妊婦健診実施医 療機関やドラッグストアでのポスター掲示や市ホーム ページ等にて妊婦届出の啓発を行った。妊婦期からの切 れ目ない支援を目指し、関係機関と連携しながら、妊婦 届出の際、必要時には妊産婦支援計画書を作成し、個人 の状況に応じて支援を行っている。	A	—	継続	852	母子保健課
							(実績)	6	(決算)	741							
	40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一 部を助成することにより、妊婦 の経済的負担を軽減し、未受診 妊婦の解消を図るとともに、母 体及び胎児の健康の保持・増進 を図ります。	受診回数(回)	子ども・子育て支援法第61条に おいて、本事業については当該 指標の設定が求められているた め。	22,061	(目標)	28,700	(予算)	200,508	B	妊婦中の女性と胎児の健康の保持及び増進、貧窮の早期 発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成 した。妊婦期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基 本券に加え、補助券追加券を26枚を交付(令和5年9月 1日以降は14枚を追加し、40枚交付)した。 延べ受診回数は21,835回であった。	—	—	継続	200,624	母子保健課
							(実績)	21,835	(決算)	190,230							
	41	親子健康教室	妊婦・出産・子育てに関する正 しい情報を提供し、育児不安の 軽減と虐待予防を図ります。あ わせて、安心して育児ができる ように、保護者同士の仲間づく りを促し、地域での孤立予防を 図ります。	参加者数(人)	妊婦・出産・子育てに関する正 しい情報を提供し、育児不安の 軽減と虐待予防を図ることを目 的に、教室を実施しており、教 室の参加者数が事業評価として 適切であると思われるため。	1,437	(目標)	2,300	(予算)	732	C	母親教室・両親教室 年12回 参加者数 292人 産前産後教室 年12回開催、参加者329組769人 産前産後教室 年12回、参加者206組425人 妊婦健診教室 年12回、参加者262人 出張産科講座 年3回 参加者13組30人 妊婦・出産・育児をする中で、初めての子育てに不安や 悩みが多い初妊婦(第1子)を対象に、各教室毎に専門 職による講話やグループワーク等を実施した。その他、 相談希望者には個別で対応した。	A	—	継続	850	母子保健課
							(実績)	1,778	(決算)	728							
	42	妊産婦、新生児、未熟 児訪問(保健指導事 業)	妊産婦・新生児の家庭を訪問し 、妊婦・出産・育児などの相 談を行うとともに、適切な指導 を行います。また未熟児につ いては、保護者の育児不安が強 く、早期に援助を必要とする対 象者を医療機関等と連携しなが ら把握し支援します。	新生児訪問対象 者への訪問実施 率(%)	妊産婦、新生児及び未熟児への 訪問は母子保健法の規定により 実施しているもので、育児不安 の軽減を図り、虐待の予防及び 早期発見のためには継続的な実 施が必要であり、新生児訪問対 象者への訪問実施率が最も事業 評価に最適と思われるため。	97.2% (令和6年4月時 点)	(目標)	98.0	(予算)	182	B	妊婦届出時のアンケートや産科医療機関との連携によ り、妊婦期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新 生児訪問を実施(訪問及び面接)した。	A	—	継続	186	母子保健課
							(実績)	96.2 (令和7年4月時 点)	(決算)	151							

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)		進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等					子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか
							(目標)	(実績)	(予算)	(決算)								
	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん 訪問)	生後4ヶ月未満の乳児のいる全 ての家庭を訪問し、子育てに關 する必要な情報提供等を行いま す。また、支援が必要な家庭に 対しては助産を行い、乳児家庭 の孤立化を防止、保護者の育児 不安等を軽減し、虐待の予防や 子どもの健全育成を図ります。	面接人数(人)	生後4ヶ月未満の乳児のいる全 ての家庭を訪問し、支援を必要と する家庭に対して適切な支援機 関につなげることににより子ども の健全な育成や児童虐待防止を 図るため、面接件数・面接率を 指標とする。 また、子ども・子育て支援法第 61条において、本事業については 当該指標の設定が求められて いるため。	1,807	(目標)	2,090	(予算)	5,390	B	令和6年4月から令和6年11月生まれの対象1,220人に 対し、1,202人(面接率98.5%)訪問を行った。令和6 年度の最終の実績は、3月生まれの対象者が4か月にな るまでに訪問を行うため、現時点では実績を出すこと はできない。令和5年度は、対象者1,829人に対し、 1,807人(面接率98.8%)に訪問を行った。継続支援が 必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育訪 問等で支援を行った。 引き続き、全戸訪問の100%実施の実現に向け、訪問で きない家庭については、来所等による面接を積極的に動 員し、全ての乳児と保護者に会うことを目指す。また、 継続的な支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取 りながら支援を行っていく。	A	—	継続	5,391	子ども育成課 母子保健課	
	(実績)	R7.9に実績値が 出ます	(決算)	4,298														
		44	4か月健康診査(乳児 一般健康診査)	生後4か月の時点で医療機関に おいて、子どもの身体発達・運 動発達・栄養状態を診査し、疾 病の早期発見・早期治療・早期 療養および育児指導を行い、乳 児の健康の保持・増進を図ると ともに育児不安の軽減を図りま す。また、4か月健康診査を登 録医療機関で受診することで、 小児科医にかかる機会を提供 し、かかりつけ小児科医を持つ 保護者の割合を増やします。	健診受診率 (%)	4か月児健康診査は母子保健法 の規定により実施しているもの で、子どもの疾病の早期発見・ 早期治療や保護者の育児不安の 軽減のためには、健診の機会は 重要であり、健診受診率が最も 事業評価に最優と思われる。	98.0%	(目標)	98.0	(予算)	10,740	B	乳児期初めての健診であり保護者の意識や心配も高く、 受診率は昨年度と同様高い値で推移し、目標をやや下 回ったものの概ね計画通りに進んでいる。	A	—	継続	10,739	母子保健課
		(実績)	97.9%	(決算)	9,332													
		45	10か月健康診査(乳 児一般健康診査)	生後10か月の時点で医療機関 において、子どもの身体発達・ 運動発達・栄養状態を診査し、 疾病の早期発見・早期治療・早 期療養および育児指導を行い、 乳児の健康の保持・増進を図 るとともに育児不安の軽減を図 ります。	健診受診率 (%)	10か月児健康診査は母子保健 法のみで実施を推奨されてい るもので、子どもの疾病の早期 発見・早期治療や保護者の育児 不安の軽減のためには、健診の 機会は重要であり、健診受診率 が最も事業評価に最優と思われ る。	96.7%	(目標)	96.5%	(予算)	10,731	B	乳児期後期の健診であり保護者の意識も高く、受診率は 高い値で推移し昨年度よりやや下回ったものの、おおむ ね計画通りに進んでいる。	A	—	継続	10,729	母子保健課
		(実績)	96.0%	(決算)	9,322													
	46	1歳7か月児健診、1 歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査 を行い、疾病・障害・発達の遅 れ等を早期に見出し、適切な指 導を行うとともに、むしろの予 防・発育・栄養・生活習慣、そ の他育児に関する指導を行い、 子どもの心身の安らかな成長の 促進と育児不安の軽減を図りま す。	健診受診率 (%) 歯科健診受診率 (%)	1歳7か月児健康診査は母子保 健法の規定により実施している もので、子どもの疾病の早期発 見・早期治療や保護者の育児不 安の軽減のためには、健診の機 会は重要であり、健診受診率が 最も事業評価に最優と思われ る。	健診受診率96.3%	(目標)	健診受診率 95.0% 歯科健診受診率 95.0%	(予算)	5,750	B	中央保健センターでの集団健診として実施した。受診率は 昨年度と同様の傾向で推移しており目標に達することが できた。	A	—	継続	5,749	母子保健課	
	(実績)	96.3%	(決算)	5,372														
	47	3歳6か月児健診、3 歳6か月児歯科健診	身体発育および精神発達の面 から最も重要な時期である3歳 児に対して健康診査を行い、運 動機能・視聴覚発達などの障害 や疾病等を早期に見出し、適切 な指導を行うことにより、障害 等の進行を未然に防止すると ともに、むしろの予防・発育・栄 養・生活習慣、その他育児に關 する指導を行い、子どもの心身 の安らかな成長の促進と育児不 安の軽減を図ります。	健診受診率 (%) 歯科健診受診率 (%)	3歳6か月児健康診査は母子保 健法の規定により実施している もので、子どもの疾病の早期発 見・早期治療や保護者の育児不 安の軽減のためには、健診の機 会は重要であり、健診受診率が 最も事業評価に最優と思われ る。	健診受診率93.4%	(目標)	健診受診率 90.0% 歯科健診受診率 90.0%	(予算)	7,177	B	中央保健センターでの集団健診を実施した。受診率は昨 年度より改善し、目標に達することができた。	A	—	継続	7,055	母子保健課	
	(実績)	94.8%	(決算)	5,832														
	48	フックアポシタ事業	幼児のむしろ予防とかかりつけ 歯科をもつきっかけづくりの ために、2歳0か月児の希望者 に実施します。歯科健診と歯み がき指導も併せて実施します。	来市者数(人)	母子保健法及び歯科口腔保健の 推進に関する法律のなかで、も しろ予防の対策が推奨されてい る。幼児のむしろ予防とかかり つけ歯科をもつきっかけづく りのためには、フックアポシタ 事業の継続実施が効果的であり、 来市者数が最も事業評価に最 優と思われる。	411	(目標)	700	(予算)	373	B	2歳0か月～4か月児を対象とし、月1回のフックアポシタ 事業を実施した。R6年度実績としては4,411人であっ た。新型コロナウイルス感染症がR5年5月から5月に移 行してから、徐々に申込者が増加してきた。今後も1歳 7か月児健康診査(集団健診での個別指導時)やホーム ページ、しみんたより等で周知を図る予定。	A	—	継続	373	母子保健課	
	(実績)	441	(決算)	372														

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標							直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度予算額(千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	目標・実績値		予算・決算額(千円)		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対する適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止の理由				
	49	乳幼児等予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 ④個別接種 ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻疹・風しん)第1期(1歳～2歳未満)第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎第1期(生後6か月～7歳6か月未満)	定期接種(A種疾病)の接種率(%) ※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康的な生活を守るためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	95.3	(目標)	95.0	(予算)	728,650	B	7歳6か月未満の対象者に予算申請を送付し、定期予防接種の啓発を行った。また、二種混合、MR2期等について対象者に個別に勧奨ハガキを送付し、接種率の向上に努めた。さらに、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、定期接種対象者のうち中学1年生から高校1年生相当の女子への個別通知及び積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種対象者(平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの子のうち接種未完了者)への個別通知を行った。 そのほか、予防接種週間にパネル展示による啓発を行い、年度末に向けて接種忘れがないよう啓発を行った。 令和6年度のA種定期予防接種の接種者数は、延57,530人であった。 また、令和5年度から、継続して行っている1歳児を対象に任意接種であるおたふくかぜワクチンに対する接種費用助成を実施し、接種者数は1,587人であった。	A	—	継続	650,775	健康増進課	
	(実績)	95.1	(決算)	819,460														
	②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実	50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊婦期から切れ目のない支援を行っていきます。	子育て世代包括支援センターへの来所相談で満足できた人の割合(%) ※満足できたか否かの2択で確認	子育て世代包括支援センターに相談することで育児についての悩みや問題が解決し安心して妊娠・出産・育児が行えるように、満足できた人の割合が事業評価として適切であると思われるため。	99	(目標)	100	(予算)	92	B	妊婦期から出産、育児に関する相談について、来所・電話・訪問等で保健師・助産師等が相談対応している。	A	—	継続	92	母子保健課
		(実績)	99	(決算)	91													
		51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を取り、育児不安の軽減を図りたい。必要に応じて医療や療育に繋げ、発達の支援を行います。	発達支援教室参加延べ組数(組)	子どもの発達段階に応じた適切な関わり方を取り、育児不安の軽減を図ることを目的に実施しており、教室参加組数が事業評価として適切であると思われる。	— (令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化)	(目標)	270	(予算)	43	B	R6年度の発達相談の件数は245件であり、前年度の260件よりも少し減少した。しかし、発達相談の実施には定常化できず、保健師の直接働きに頼りながら発達支援を行ったり、R5年度から健診場面に併席して児の行動観察を行い、アドバイスをする機会となっている。 発達相談は、子どもの発達の状態を把握者と連携し、関わり方などを共に考える場となっている。常時、相談の枠を設け、多くの相談に応じたい。相談の結果、必要に応じて親子教室を紹介し、適宜連携しながら支援している。	B	—	継続	45	母子保健課
(実績)		245	(決算)	42														
	52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	妊婦喫煙率(%) 妊婦飲酒率(%)	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談について妊婦喫煙率や妊婦飲酒率が事業評価として適切であると思われる。	妊婦喫煙率1.9% 妊婦飲酒率0.2%	(目標)	妊婦喫煙率2% 妊婦飲酒率0.5%	(予算)	0	B	妊婦産出時の啓発数1,833人 うち、保健指導15件(妊婦喫煙者13人、妊婦飲酒者2人) リーフレットを用いて保健指導を実施。	A	—	継続	0	母子保健課	
	(実績)	妊婦喫煙率0.7% 妊婦飲酒率0.1%	(決算)	0														
③小児医療体制等の充実	53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	全診療時間に対する小児科医配置時間(%)	子どもの急病に対応するための休日・夜間における救急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診察時間の維持が必要であるため。	62.0	(目標)	62	(予算)	464,584	B	前年度と同様に小児科医を配置し、診療業務を行った。また、小児科医を配置している時間帯以外は、小児科も診られる内科医を配置できるよう調整した。	—	—	継続	446,821	医療政策課	
	(実績)	62	(決算)	294,457														
	54	妊婦・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ることが重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	—	救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ることが重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	—	(目標)	—	(予算)	11,952	B	奈良県の産婦人科一次救急医療体制に参加して、安心して妊婦・出産ができるよう、休日・夜間の救急時に受診できる体制の整備に努めている。なお、市立奈良病院は産婦人科一次救急の補完病院の役割を担っている。	—	—	継続	11,768	医療政策課	
	(実績)	—	(決算)	11,768														

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針		令和7年度予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等		拡大、縮小、廃止の理由			
(2) 地域の子育て支援の充実															
①子育て中の親子の居場所づくりの推進	55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	117,417	(目標) 177,000 (予算)	87,245	B	市内の子育て広場15か所で、親子が集える場の提供、子育てに関する講座の開催、子育て等に関する相談援助を行った。また、地域の団体と協働しての出張講座、地域ボランティアの受入れ、子育てサークルの支援を行う等積極的な地域との連携・支援を行った。 加えて、市主催で外部から講師を招き、子育て広場従事者を対象に実施する研修や、子育て広場団体の交流会など、従事者のスキル向上や情報交換のための取り組みを行った。	A	—	継続	90,781	子ども育成課
	56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1〜2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の情報交換や育児相談を実施し、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	117,417	(目標) 177,000 (予算)	3,874	B	地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが内容の工夫を行い事業を実施した。 令和7年度においても地域の子育て親子が利用しやすい場となるよう、引き続きそれぞれの地域で工夫しながら事業を実施する。	A	—	継続	3,875	子ども育成課
57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児(0〜3歳)と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から子どもへの遊びや習字を教えるもらうなど、異世代間における交流を行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、また、高齢者を後世代間における交流を実施することで、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。		(目標) 174,000 (予算)							廃止	令和5年度よりNo55:地域子育て支援拠点事業として実施しているため、廃止。	
58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	—	地域と園との交流においては、園の教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育内容の充実が数値で指標を設定できないため、未設定とした。	—	(目標) — (予算)	—	B	様々な方と触れ合うことで子どもたちの豊かな経験につながるような行事や交流を計画、実施した。また、地域力を活かすことができるように、地域と連携を図り、より良い実施方法を探ることに努めた。地域の力(地域ボランティア、高齢者、地域の学校園、自治会等)とともに果園活動や田植え、園内や公園の花植えなどを通して、人と触れ合う楽しさ、思いやり、感謝の気持ちを育むことに繋がった。	A	—	継続	—	幼保こども園課	
	59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座(保護者対象) ③体験教室・講座(親子対象) ④体験教室・講座(児童対象) ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座(市民対象)	子育て支援に関する事業数(事業)	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	148	(目標) 165 (予算)	1,640	C	子どもの年齢や発達に合わせた事業や親子で体験する事業等、さまざまな対象に向けて多彩な事業を実施した。学校の長期休暇時の事業も多数開催し、子どもや親子の居場所づくり、交流の機会とした。講座ごとに参加者へのアンケートや聞き取りを実施し、市民のニーズの把握に努めた。また、地域団体や自主グループ、ボランティアの協力を得るなどし、地域での子育て支援につなげることができた。さらに公民館生涯学習活動団体連絡委員の見直しによる使用条件の緩和や、生涯学習財団との定期的協議機会の設定により、公民館を子育て支援に係る人々にとってより使いやすい施設とすることや、子育て支援事業継続について検討を深めていく体制を整えた。引き続き、各種団体と連携・協力しながら、継続して取り組んでいく。	A	A	継続	1,412	地域教育課(奈良市生涯学習財団)
②多様な子育て支援サービスの充実	60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	一時預かり事業利用者数(人) ※事業No61:地域子育て支援拠点における一時預かり事業の利用者数も包含	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	12,365	(目標) 12,380 (予算)	95,701	B	保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内の私立保育所等18園に対して補助を行った。今後も、子育て支援の充実のため、事業の充実にも努める。	A	—	継続	98,255	幼保こども園課 子ども育成課
						(実績) 10,566 (決算)	55,225								

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標							直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度予算額 (千円)	担当課
								目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等						
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由							子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか		拡大、縮小、廃止 の理由		
	61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	①一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数(拠点) ②一時預かり事業利用者数(人)	①家庭において保育を受けることが一時的に困難になる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数を指標として設定する。 ②合わせて利用状況が計りやすい利用者数を指標とする。	①6拠点 ②1589	(目標)	①6拠点 ②980人	(予算)	6,696	B	保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場6箇所で一時預かりを行った。 令和7年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施する。	A	—	継続	6,696	子ども育成課
	62	病児・病後児保育事業	児童が病気や療養の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	病児・病後児保育利用者数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,552	(目標)	1,824	(予算)	52,869	B	子どもが一時的な病気の療に安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に対して補助を実施した。市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増加に際わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を実施している。	A	—	継続	58,437	幼保こども園課
	63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が難しく、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の期間で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイルライト事業)	在施設へ利用入日(人日)	核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い、一時的に家庭において児童を養育することが困難な家庭が増加していると考えられる。児童の養育が緊急一時的に困難になった場合、児童養護施設等において養育・保護を行える体制を整え、子育てに対する不安定や負担感の軽減を図ることとを目標とし、利用者数を設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	223	(目標)	300	(予算)	2,082	A	令和5年度は、利用延人員は84人であり、利用日数は223日であった。一方で令和6年度は利用者延人数は125人であり、利用日数は357日であった。利用延人員及び利用日数共に増加している理由としては令和6年度より利用の期間7日以内という制限がなくなったことが考えられる。7日以内という制限を無くすことでも、保護者の心身の状況、児童の養育環境を勘案し育児疲れが軽減させることができていると考える。しかし、子育てでの孤立化などから、今後も利用者が増加していることが予測され、児童虐待防止を目的とし、母親等受け入れ先の増加を目指していく。また、本事業を利用する上で子どもの意見を聞く機会を設けるように検討していきたい。	A	—	継続	2,483	子ども安心課
							(実績)	1,230	(決算)	43,745							
							(実績)	357	(決算)	2,305							

(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実	64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や対面している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所の情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	利用者支援事業の実施箇所数(箇所)	子どもやその保護者、妊婦している方がその選択に基づき、教育・保育・保護その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いやすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	16	(目標)	5	(予算)	64,179	B	子ども育成課において、「子育てナビゲーター」を配置し、地域子育て支援拠点等の訪問や、職員及び利用者との相談対応、他の支援とのつなぎ役を担った。支援の内訳としては、情報の集約・提供、相談、利用支援等が14件、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりが420件、地域の子育て支援の育成、地域課題の発見・共有等が13件であった。 また、利用者支援事業を子育て広場の統括拠点1か所から、市内12か所の各子育て広場に拡大し、さらに、令和6年度より12か所から15か所に箇所数が増加したため、実績が当初の計画を上回った。 保育所・幼稚園の窓口にも保育コンシェルジュを継続して配置し、待機児童の解消を図るため、保育に関する施設や事業を保護者が円滑に利用できるよう支援を実施した。	A	—	継続	73,042	子ども育成課 子ども給付課
	65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく発信している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等とともに、本市の子育て情報を冊子にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども未来部公式SNS (Facebook・LINE@・Twitter)合計フォロワー数	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録をしなければカウントされないLINE@やTwitter等のSNSフォロワー数の方が適切であり、認知度を高める指標としても適切であると思われるため。	7,687	(目標)	11,000	(予算)	2,366	B	令和6年度は、本市の子育て支援情報の「見える化」支援として、子育て関連施設(保育所・幼稚園、子育てスポット、公園等)について、「子育てでなら」上でのマップ作成を行った。(Instagramフォロワー数:920(R6.3)→1,230(R7.3)) また、主に子育てに係るキャッチコピーとロゴデザインを作成し、PR活動に努めた。なら子育て情報ブックにおいては、年度替わりに伴う事業内容の更新を行うとともに、組織改編に伴う部署名等の変更についても適宜必要な情報の更新反映を行い、適時適切な情報発信に努めた。 令和7年度は、昨年度に引き続きノベルティの作成とイベント出演を行い、結婚・子育てでの機運醸成を図る情報発信を行う。	A	A	継続	1,457	子ども政策課
	66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置している。	相談件数(件) ※事業No93と同一	核家族化・共働き世帯の増加など家庭環境が多様化する中、子育てと子育てや働きを両立する保護者が増加していると考えられる。子どもが成長していく中で抱える悩みを身近に相談できる体制を整え、それぞれの家庭にあったサポートを行うことを目標とし、相談件数を設定した。	2,776	(目標)	2,000	(予算)	323	B	すべての妊産婦や子どもとその家庭を対象に、一般的な育児相談から、児童虐待などの専門的な相談までを実施。相談、DVセクターなどの関係機関との連携を密にし、相談支援の充実を図った。今後もこども家庭センターとして、児童虐待の重症化予防と再発防止に努める。 市庁の身近な相談室として活用されるよう、ホームページ等で広報活動を積極的に行うとともに、関係機関との連携、調整を緊密に図り、家庭の福祉向上に努める。	A	—	継続	288	子ども育成課 子ども家庭支援課
							(実績)	3,020	(決算)	112							

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	拡大、縮小、廃止 の理由		
子どもが家庭への経済 的な支援の充実	67	こども園、幼稚園及び 保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や 子育ての孤立化による不安感を 抱える保護者のために、育児相 談や未就園児の親子登園等を実 施し、子育て支援の充実を図る ます。	—	子育てに不安を抱える保護者の ための育児相談は随時実施して おり、数値化することは難しい ため指標の設定は行わない。	—	(目標)	—	(予算)	—	B	A	—	継続	—	幼保こども園課
	(実績)	—	(決算)	—												
	68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸 問題の解決と家庭の教育力の向 上を図るため、公民館を拠点に 地域で取り組む家庭教育支援の 仕組みを構築します。	「家庭教育支援 事業」を実施し ている公民館数 (館)	「家庭教育支援事業」を実施し ている公民館数を指標とするこ とで、子どもや家庭教育を取り 巻く諸問題の解決と家庭の教育 力の向上を図るため。	14	(目標)	12	(予算)	360	B	A	A	継続	360	地域教育課
	(実績)	8	(決算)	360												
	69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校 修了前（15歳到達後最初の3 月31日まで）の子どもを対象 に、保険診療の自己負担額から 一部負担金を除いた額を助成し ます。（保険適用にならないもの や、入院時の食事療養費・生 活療養費は除きます。）	—	子育て世帯の経済的な負担を軽 減することを目的として、医療 費の一部を助成する制度であり 、受給者数や助成額の増減を 目的とした制度ではないため目 標とする指標は設けない。	—	(目標)	—	(予算)	1,110,000	B	A	—	継続	1,055,830	子ども給付課
	(実績)	—	(決算)	976,220												
70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困 難な世帯に必要な援助を行い、 安心して義務教育を受けられる 環境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定 基準に沿って対象者に就学援助 費を支給する事業であることか ら、目標値の設定は適当ではな い。	—	(目標)	—	(予算)	264,239	B	—	—	継続	254,397	教育総務課	
						(実績)	—	(決算)	231,138							
71	特別支援教育就学奨励 事業	特別支援学級への就学のために 必要な援助を行い、特別支援学 級に在籍する児童・生徒が安心 して義務教育を受けられる環 境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定 基準に沿って対象者に就学奨励 費を支給する事業であることか ら、目標値の設定は適当ではな い。	—	(目標)	—	(予算)	44,060	B	—	—	継続	48,289	教育総務課	
						(実績)	—	(決算)	36,397							
72	小学校就学前の子ども を対象とした多様な集 団活動事業の利用支援 事業	地域や保護者のニーズに届えて 地域において重要な役割を果た している、小学校就学前の子 どもを対象とした多様な集団活 動について、当該集団活動を利用 する幼児の保護者の経済的負担 を軽減する観点から、その利用 料の一部を給付します。	当該集団活動 を利用する幼 児数（人）	本事業の量的拡大を評価する指 標として、給付対象となる幼児 数が適当であるため。	11	(目標)	20	(予算)	3,840	B	A	—	継続	3,360	子ども給付課	
						(実績)	10	(決算)	1,617							

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加し て機会を設け るよう努めた か	拡大、縮小、廃止 の理由				
	73	保育料無償化の拡充	花来は国の多子の認定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の認定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の認定方法を緩和します。	市独自の多子軽減を適用した児童の延べ人数	本事業による負担軽減の実績を評価する指標として、対象児童数が適当であるため。 (※出生数の変動や入所希望の有無等が関わるため、目標設定及び予算の設定は困難であるが、負担軽減が図られた実績人数に基づく市費負担額として、決算額を算出)	—	(目標) (実績)	— 1,373	(予算) (決算)	— 745,001	B	0～2歳児の保育料について、国が定める年齢要件や臨時入所要件を撤廃し、第2子以降の保育料を無償化した。	A	—	継続	—	子ども給付課	
(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実																		
①ひとり親家庭への 支援の充実	74	ひとり親家庭等医療費 助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)	—	ひとり親世帯等の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	—	(目標) (実績)	— —	(予算) (決算)	205,278 197,599	B	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に因わず来年度以降も医療費助成を円滑に進めていく。 なお、令和5年6月から小中学生への現物給付方式拡大を実現したところだが、令和6年度においては高校生世代まで現物給付方式を拡大しており、より市民の方にとって良いサービスとなるよう制度改正を行った。今後も更なる福祉医療制度の充実に努める。	A	—	継続	200,000	子ども給付課	
	75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の父に対し、生活や家庭、子どもの養育、就労や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	相談件数(件)	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,084	(目標) (実績)	1,900 1,113	(予算) (決算)	— —	(人事課にて一括管理) (人事課にて一括管理)	B	引き続き関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の相談に応じていく。 また、相談予約システムを導入したため、市民に対して機動的な周知を行い、手軽に相談ができるような仕組みづくりを構築する。	A	—	継続	— (人事課にて一括管理)	子ども給付課
	76	ひとり親家庭等日常生活 支援事業	移学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数(人)	本事業は年々利用額が増加しているが、同じ利用者が複数回利用していることが多く、従来の定額利用制度では全体的な事業のニーズが判断しにくいいため、事業の周知目安として設定する。	37	(目標) (実績)	49 33	(予算) (決算)	1,000 165	B	特定の利用者が利用している状況、引き続き制度の周知を図り、登録者の増加を図っていく。	A	—	継続	1,000	子ども給付課	
	77	母子家庭等就業・自立 支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	母子家庭等自立支援プログラム策定件数(件)	母子自立支援プログラムは児童扶養手当の受給者を対象に策定するものであり、プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	24	(目標) (実績)	82 36	(予算) (決算)	5,145 5,145	B	母子家庭等の個々の状況に応じて、一貫した就業支援を実施した。8月の現況届提出に伴い、来庁者が増える時期に体制を強化する等の取り組みも行った。また、その他ひとり親の実庁者の増加が見込まれる時期に出張相談の回数を増やしたものの、あまり効果は見られなかった。引き続き奈良県と共同で事業を実施し、利用者の増加を図っていく。	A	—	継続	5,169	子ども給付課	
	78	母子家庭等自立支援教育 訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適当なため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	この制度の対象者は雇用保険制度の教育訓練講座を受講するため、講座終了後又は資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	7	(目標) (実績)	19 11	(予算) (決算)	2,600 4017 (同節内の予算を)	B	母子家庭の母もしくは父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して就業する場合、入学科及び受講料の一部を給付。引き続き対象者への制度の周知を図っていく。	A	—	継続	3,313	子ども給付課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標							直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	目標・実績値		予算・決算額 (千円)		進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
	79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	この制度の対象者は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであるため、資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	24	(目標)	45	(予算)	50,752	B		A	—	継続	49,113	子ども給付課	
				(実績)	21	(決算)	26,507											
	80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空室募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	母子父子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	ひとり親家庭の子ども2人に1人が貧困状態にあるといわれる中、住宅に困窮する母子父子世帯向けに低廉な家賃の住宅を提供するため。なお、空室募集については過去の募集状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集件数をその都度検討するため、毎一期計画時と同様に目標値は定めない。	2	(目標)	—	(予算)	—	B		A	—	継続	—	住宅課	
				(実績)	2	(決算)	—											
	乙障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実	81	短期入所	居宅においてその介護を行う方々の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の居宅介護、行動援護に準じて設定する。	262	(目標)	200	(予算)	200,000	A		A	—	継続	206,000	障がい福祉課
					(実績)	330	(決算)	256,569										
		82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に送らせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合（％） ※事業No.89と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.3	(目標)	45.1	(予算)	2,550,000	A		A	—	継続	3,100,000	障がい福祉課
					(実績)	63.0	(決算)	2,783,257										
		83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,192	(目標)	1,366	(予算)	1,423,000	B		A	—	継続	1,525,000	障がい福祉課
					(実績)	1,270	(決算)	1,473,442										
		84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。 対象児のことをよくわかってい るヘルパーが、そばにいて、安 心して外出し、活動できるよう 支援を行います。	利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定す る。	301	(目標)	269	(予算)	417,000	A		A	—	継続	445,000	障がい福祉課
					(実績)	308	(決算)	419,212										

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止 の理由			
	85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	延べ治療人数 (人)	一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、延べ治療人数による把握が適当であると思われるため。	164	(目標)	170	(予算)	10,947	B	奈良市歯科医師会への業務委託により、一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的として、みどりの家歯科診療所での歯科検診及び歯科治療を実施している。	A	—	継続	10,347	障がい福祉課
	(実績)	177	(決算)	10,328													
	86	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日曜りで施設を利用することができま す。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	延べ利用回数 (回)	奈良市第4次総合計画の介護給付等支給事業に準じて設定する。	2,694	(目標)	8,900	(予算)	7,050	C	利用者のニーズを把握し、個々の状況に応じサービスの利用決定を行っている。障害児通所支援等、国の他制度を利用する人も多いため、本事業単体でみると目標値に比して実績値が低く推移していると推察される。複数の制度を適宜組み合わせることで適切な支援が行われるよう取り組みを継続する必要がある。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	—	継続	6,000	障がい福祉課
	(実績)	1,978	(決算)	4,999													
	87	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会生活上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。※病院に入院されている方は、利用できません。	実利用者数 (人)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,165	(目標)	1,260	(予算)	284,000	B	新型コロナウイルス感染症に起因する外出控えにより利用が大幅に減少していた時期もあったが、現在は外出控えが落ち着いたことで利用人数、利用時間数とも整調に推移している。学校が長期休暇の期間中は外出需要が高まることを踏まえてきめ細かく支給決定を行うとともに、障害児相談を担当する相談支援専門員と連携を図りながら適切に利用できるような取り組みを継続する必要がある。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	—	継続	282,000	障がい福祉課
	(実績)	1,199	(決算)	283,753													
88	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子遊園地「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	在籍者数（人）	みどり園を利用できる在籍者数が指標として適当と考えられるため。		(目標)	60	(予算)						令和4年度よりNo.91の発達支援親子教室に一本化されたため、廃止。			
(実績)		(決算)															
89	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合 (%) ※事業No.82と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.3	(目標)	45.1	(予算)	78,000	A	障害児通所支援の利用希望者は変わらず増加しており、相談支援につなぐ状況が続いている。地域自立支援協議会の相談支援グループやこども支援グループ等で、障害児の相談支援の現状と課題の共有を行っている。障害児の支援ができる専門職や事業所の増加や員の向上のために、関係機関でのネットワーク強化の検討を行い、障害児が相談支援事業所に適切につながる取り組みを継続する。	A	—	継続	105,000	障がい福祉課	
(実績)	63.0	(決算)	85,220														
90	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	延べ利用者数 (人)	実際に教室に参加した延べ利用人数が指標として適当と考えられるため。	1,264	(目標)	1,200	(予算)	180	B	市内の小中学生以上の知的障害者対象に、保護者やヘルパー、きょうだいとともに音楽に合わせたダンスやストレッチ、フィジカルトレーニングを対象者に理解しやすい説明しながら進めている。同様の対象の事業は周辺ではほとんどなく、毎年付き添いの方を含め100名の参加者が応募されている。今後スタッフやボランティア等による安全管理を継続して強化していく。	A	—	継続	175	障がい福祉課	
(実績)	1,300	(決算)	154														

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和7年度予算額(千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
3児童虐待防止などの取り組みの充実	91	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子どもセンターが発達相談等を行った実人数(人)	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切なかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目標とし、子どもセンターが発達相談等を行った実人数を設定する。	774	(目標) 550 (予算) 1,702 (実績) 733 (決算) 1,460	B	●延べ相談件数 電話相談 462件 来所相談 564件 巡回相談 351件 専門相談 147件 ●発達支援親子教室 開催日数 180回 延べ参加親子 926組 今後も相談対応の質を維持しつつ、個別相談枠の確保および教室参加者数の増加に向けた取り組みを進めてまいります。また、巡回回の体制について、今後さらにその有効性を高められるよう、活用を促進してまいります。	A	—	継続	901	特別支援教育推進課	
	92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるよう、専門職と連携し支援します。	家庭訪問、関係機関等へ訪問等、延べ支援回数(回)	対象者は増加しているが、対象者の身体状況や医療的ケアの状況が多様化しており、対象者によっては他機関で支援を受けていることから、引き続き支援回数を指標として設定する。	274	(目標) 250 (予算) 70 (実績) 366 (決算) 45	B	医療・教育・障害福祉関係機関と連携し、対象者の自宅や関係機関等へ延べ366件、訪問や電話等で支援を行った。また、医療的ケア児やその家族、関係機関を対象に交流会を開催し、支援者に対しては研修会を実施した。支援対象者の身体状況・医療ケアが多様化し、保護者のニーズも様々であり、支援内容についても多種多様になってきている。今後も関係機関と連携し継続的に支援を実施していく。	B	—	継続	73	保健予防課	
	93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊産婦から切れ目のない継続した支援に努めます。	相談件数(件) ※事業No66と同一	No66「家庭児童相談室運営事業」に、児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行うための専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を設置し、児童と家庭の福祉の向上を目標とするため、No66の指標と同一とした。	2,776	(目標) 2,000 (予算) — (実績) 3,020 (決算) —	B	令和6年度からは、児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター(母子保健)とことも家庭総合支援拠点(児童福祉)の機能を維持したことも家庭センターの設置に努めることとされた。奈良市でも母子保健課、子ども支援課、子育て相談課の3課の機能を有することも家庭センターを設置し、児童への予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭まで、ホピュレーションアプローチとレイズアップアプローチを明確として、切れ目のない対応ができるよう相談支援体制の強化を図った。実績値については、昨年度と同じ子ども家庭総合支援拠点の相談件数としている。	A	—	継続	5600	子ども育成課 子ども家庭支援課 母子保健課	
	94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い割合(%)	妊婦から出産、子育て期までの切れ目ない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアウトリーチ型の支援を重点的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い割合・重症の割合を設定する。	6.4%	(目標) 0 (予算) 706 (実績) 5.2% (決算) 603	B	児童相談所等関係機関と連携し、虐待から子どもを守るため、奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、再発防止の一連の対応に取り組んでいる。奈良市要保護児童対策地域協議会構成機関との連携や研修、支援を実施し、関係機関との個別ケース検討会議や連携会議を通じて、ネットワークの強化を図っている。	A	B	継続	603	子ども家庭支援課	
95-1	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。相談、助言などの支援を行います。	支援家庭数(世帯数)	様々な理由によりこの養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、専門職(保育士等)が訪問し養育に関する相談、助言を行う。	27	(目標) 50 (予算) 34 (実績) 36 (決算) 14	B	令和6年度からは児童福祉法の改正に伴い、エンゼルサポート事業が子育て世帯訪問支援事業へ移行したため、専門職(保育士、看護師等)が訪問して育児に関する相談にのる養育支援訪問のみとなった。保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、養育に関する相談、助言などを行った。新規としては36件の家庭に導入し、継続も含め合計386回の訪問を行った。	A	—	継続	34	子ども育成課		
95-2	子育て世帯訪問支援事業(エンゼルサポート事業・子どもケアラサート事業)	平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。令和5年9月から、ヤングケアラーサポート事業を実施し、家事や育児、病気・障害のある家族のお世話などを日常的に行っている子どもたちの家庭に、サポーターを派遣し、家族の手伝いをしています。	年間利用人数	第三期市町村子ども・子育て支援事業計画において示されている算出方法から目標値を設定します。エンゼルサポート事業と子どもケアラサート事業の年間利用日数の合算を実績値としています。	95	(目標) No.95-1に含めて設定しています (予算) 9,480 (実績) 81 (決算) 8,319	B	令和6年度からは児童福祉法の改正に伴い、エンゼルサポート事業と子どもケアラサートサポート事業が子育て世帯訪問支援事業となった。新規としては、エンゼルサポート事業は77件、子どもケアラサート事業は44件、合計121件に導入した。育児の孤立化などから家事育児援助を求める件数は増加しており、事業所の増加が求められている。子どもケアラサート事業は、複合的な課題を抱える家族の支援となるため、サポーター派遣だけでなく、各関係者で協力して支援していく必要がある。	A	A	継続	12,442	子ども育成課		

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めた か	拡大、縮小、廃止 の理由				
	96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思わ れる家庭を訪問し、生活環境と 育児状況・家庭環境・子の成長 発達などを総合的に把握し、必 要な支援を行うことにより、保 護者の育児不安や育児ストレス の軽減を図り虐待予防に努めま す。	訪問人数(人)	母子保健課での家庭訪問は母子 保健法に基づき実施しており、 虐待の予防及び早期発見のため には継続的な実施が必要であ り、乳幼児訪問人数が最も事業 評価に密着と思われるため。	乳児(新生児・未熟 児を除く)：実 511人(延べ540 人) 幼児：実124人 (延べ148人)	(目標) 必要な家庭への訪 問を実施する	(予算)	0	B	支援が必要な家庭に対する訪問は、乳児では昨年度と比 べて増加した。乳児訪問の増加については新生児未熟児 訪問(赤ちゃん訪問)後、継続した支援が必要な方への 家庭訪問が増えたためと考えられる。産科医療機関等か らの情報提供もあり、支援が必要となる人に対して各月齢か らの早期支援を行うことができていると考えられる。	A	—	継続	0	母子保健課	
		97	奈良市児童相談所 (仮称)奈良市子ど もセンター)設置	様々な困難を抱える子どもや家 庭への支援を充実させるため、 早期の児童相談所設置に取り組 みます。また、施設については、 児童相談所、一時保護所、子 ども発達センター、地域子育 て支援センターの複合施設(仮 称)奈良市子どもセンターを整 備します。	—		児童相談所を含む(仮称)奈良 市子どもセンターの整備は目標 を数値化することは困難なため 目標値設定は行わない。	(目標) —	(予算)				完了				
	98	つなげる乳児おむつ宅 配事業(令和2年度開 始)	多胎児を出産された家庭及び10 代で出産された家庭等、子育て に不安のある家庭に対し、乳児 に必要な育児用品等の宅配によ り、子育て家庭の負担を軽減し ます。宅訪問に、保育士等の 専門職が、子育てサービス等の 必要な情報提供をすることで、 保護者の悩みや心配事の軽減を 図ります。	対象世帯数	多胎児等は2人以上の乳児を抱え 外出もままならない状況に陥り やすく、また、10代での出産は 経済的な問題や知識不足により 地域から孤立する傾向があり支 援が必要である。平成29年度か ら令和元年度の対象世帯の平均 は57件で、あわせて令和2年度 の実績に準じた目標値に設定し た。	67	(目標) 50	(予算) 2,138	B	初産希望があった月から概ね生後7か月を迎える月まで 最多で6回、保育士がオムツの配達を実施する。訪問時 には、母子の状況を確認しながら、保護者の気持ちを傾 聴し、育児相談に対応するなど関係づくりに努めてい る。 対象者は、多胎児に加えて、若年妊婦の支援強化のため、 10代で妊婦層を提出された家庭も対象に含めている。 92世帯(新規72世帯)に338回訪問し、総数1, 315回のオムツを配布した。支援終了時には、アン ケートを実施(回収率83.1%)し、89.8%の人か ら、育児相談がしやすかったと回答を得ている。 対象者を生後7か月を迎える月までとしているが、特に 育児支援が必要な1歳までの家庭に対して、支援を充実 させていく必要がある。	A	—		継続	2,129	子ども育成課	
	99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世 帯の子どもたちが将来に夢や希 望を持って成長していけるよう 、子どもたちが安心して居る 場所を設置し、生活習慣や基礎 学力、学習習慣を身に付け、高 等教育への進学を可能とするた めの学習支援事業を実施します 。	学習支援参加者 の高校等進学率 (%)	国が掲げる子供の貧困対策に関 する大綱より「生活保護世帯に 属する子どもの高校等進学率」 及び「ひとり親世帯の子ども の高校等進学率」が挙げられて おり、本事業における参加者も 生活保護世帯やひとり親世帯の子 どもの中学生を対象としており 、卒業後の就労状況を鑑みる に高校等に進学することが子ど もの貧困対策として有効である と考えられる。同時に子育て支 援の観点から有効であると考え られるため。	100	(目標) 100	(予算) 13,146			B	就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家 庭等医療費助成受給世帯、生活保護受給世帯のいずれか に該当する特定中学校区に在住する中学3年生に対し募 集を行い、市内5ヶ所の拠点で以下の取り組みを行った 結果、最終参加者63名全員が高校進学を果たした。 今年度から4月開校及び一部会場にオンラインの併設を 行ったところ過去最高の充て率となった。 (1) 学習支援 週1回(年間開催回数46回程度)※ 1回あたり2時間程度 (2) 子どもが将来のことを考える機会になるようなプ ログラム(仕事(社会の仕組み)や進路について考える 機会 (3) 暗記のやりかた等自ら学習ができるように勉強方 法を教授 (4) 進路相談・生活相談・悩み相談	A				A
	100	若者サポートセンタ 「Restart(リスタ ら)」	若者のひきこもり・ニート化を 防ぐため、義務教育の後、進学 や就労をしていない若者やその 家族等を対象に、キャリアコン サルタントや支援団体の相談員 が学び直しや就労などの相談に 応じます。令和2年度からは福祉 、教育、保健・医療などの各 分野の関係機関による「奈良市 子ども・若者支援地域協議会」 を設置し、必要な支援をコー ディネートする役割を担うこと も、その多様なネットワー クを活用し、包括的な支援に繋 げるよう努めます。	つながりサポ ーター(人)	様々な境遇にある子どもや若者 が社会とのつながりを持って生 活していけるようにするには、 当事者の立場に立ち、生進を見 通した長期的な視点をもつこと も、発達段階について理解を深 め、地域全体で支援する体制を 構築するための支援者の育成が 必要とされているため。	0	(目標) 50	(予算) 37,828	B	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の 後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象 に、相談員が学び直しや就労などの相談に応じる。奈良 市子ども・若者支援地域協議会実務者会議では、関係機 関と「教育委員会との連携」、「対象者と居場所のマッ チング」について計6回検討を行い、ケース会議では支 援関係者による個別ケースへの対応方針の検討を計11 回行った。これらをもとに、奈良市の子ども・若者支援 のこれまでの取組実績や今後の活動方針について、代表 者会議において、代表者レベルでの共有を行った。 また、サポーター養成講座については、アサーティブ視 察・対面講座により計49名の修了者を輩出した。			A	—	継続	37,828	福祉政策課
	101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとことサポ ートセンター」では、日常生活や 社会生活、経済的な自立につ いての相談・支援の場として、そ の複合的な課題を挙げとめ、課 題の改善、解決に必要な対応を 当事者の力と共に考え、寄り 添った支援を行います。相談に は、社会福祉士やキャリアコン サルタント等専門職が応じ、必 要に応じてローワークや 県、社会福祉協議会と協議を行 います。就労支援については、 ビジネスナーや面接シレー ニングなど包括的なカリキュラ ムのもと、きめ細かな支援を実 施します。	—	生活困窮者のなかには年齢や世 帯構成等さまざまな状況の方が 存在し、その全体の新規相談件 数等を奈良市子ども・子育て支 援事業計画に指標として設定す ることはふさわしくないと考え るため。また、子どもや若者に 関連した相談数等に限定して数 を抽出することが難しいため。	—	(目標) —	(予算) 57,500			B	本人や家族、関係機関からの相談に対して適切な支援計 画に基づき継続的な支援を行うことで、生活困窮からの 脱却及び自立の促進に取り組んだ。また、昨年度に引き 続きバリエーションや職業体験等を実施し、基礎的な 知識や技能の習得に加えて、地域住民(ボランティア活 動者等)らとのコミュニケーションの機会を出している。 また、1ヵ月に1回サロンを開催し、居場所作り、 コミュニケーションの場作りに取り組んだ。	—	—			
							(実績) —	(決算) 57,500									

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止の理由				
							(目標)										
	102	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染症拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。	食料配布の量の満足度 (%) ※5段階評価の上位2つ「満足」「やや満足」を選んだ割合	当事業はSDGsの目標として挙げられている「1 貧困をなくそう」及び「2 飢餓をゼロに」をテーマとして食料ロス削減と結びつけて対応することが求められており、食料が必要な家庭に対して十分な食料品を提供したいため。	91	95 (予算)	129,507	B	フードバンク事業の取り組みの一つである、家庭や企業などで余った食品をフードバンクに寄附するフードドライブを市内各所で6・11・2月に実施し、合計2525.3kgの食品等の寄附を集めた。 併せて、寄附食品を物産店等で社会的、経済的に影響を大きく受けるひとり親家庭や、子育てをしている生活困窮世帯の対しして食料を提供するフードパントリーを7・12・3月に実施。約7.7kgの食品等を7月953世帯に、約8.2kgの食品等を12月1,006世帯に、約8.5kgの食品等を3月1,094世帯に配付した。また、今年度から新たに消費期限の短い寄附食品を上記家庭に対して提供する臨時パントリーを30回行った。 また、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭の対しに対して、2か月1回、10kgの米を自宅へ配達した。	A	—	継続	179,989	子ども育成課		

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり							直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由	目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	拡大、縮小、廃止 の理由					
(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進																		
①地域における子育て 支援活動の充実	103	ファミリー・サポ ート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と 「育児の援助を行いたい人」が 依頼・援助・問方のいずれかの 会員として登録し、児童の放課 後の預かりや保育所等の送迎等 で育児の援助が必要となったと きに、会員相互の援助活動を行 います。	ファミリー・サ ポート・セン ターの相互援助 活動件数(件)	核家族化や地域社会の活力低下 に伴う子育て親子の孤立化及び 育児不安を抱える人が増加して いるという時代背景に対し、本 事業の目的である「地域での子 育ての仲間づくり」、「地域コ ミュニティの活性化」がどの程 度達成できているかを押し量る 指標となるため、ファミリー・ サポート・センターの相互援助 活動件数を指標として設定し た。また、子ども・子育て支援 法第61条において、本事業につ いては当該指標の設定が求めら れている。	(目標)	9,100	(予算)	8,851	B	依頼会員のニーズに応じ、預かり、送迎等の支援 を行った。また、多子世帯や非課税世帯等に対す る利用料助成を行った。 加えて、地域子育て支援拠点と連携して講座の実 施や会員登録のしていない子育て世帯も参加でき る交流を実施するなど、センターの取組等を周 知してもらうように積極的な広報を行った。 会員数は、令和6年度末時点で依頼会員1,904 人、援助会員427人、問方会員61人である。 実績としては、活動回数の増加に繋がっている が、例年の課題となっている援助会員の増加に 向けて、ファミリー・サポート・センター以外の 場所でも説明会を行う等積極的に広報を行ってい く。	A	—	継続	8,504	子ども育成課		
						(実績)	5,140	(決算)	8,372									
		104	子育て支援アドバ イザー事業	子育て支援アドバイザーとして 登録した地域の子育て経験豊か な市民を、乳幼児と保護者が集 まる場所に派遣し、保護者の子 育てに関する疑問や悩みに対す る相談の他、手遊び・読み聞か せなどの講話や子育て広場での 見守り支援等、幅広く子育ての 支援を行います。	子育て支援アド バイザーの派遣 回数(回)	保護者の子育て不安等を軽減す るため、地域子育て支援拠点等 と連携し、安定的にアドバ イザーの派遣を行う必要があるこ とから、子育て支援アドバ イザーの派遣回数を指標として設 定した。	(目標)	500	(予算)	1,000	B	市内の子育て広場、子育てスポット、子育てサー クル等で子育て親子の相談対応や絵本の読み聞か せなど、各派遣先でそれぞれのアドバイザーが ニーズに沿った支援を行った。 令和7年度についても、引き続き派遣先でのニ ーズに応じた支援を実施する。	A	—	継続	1,000	子ども育成課	
							(実績)	473	(決算)	1,000								
	105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークル に補助金を交付することにより、 経済的に支援するとともに、 サークルを含めた地域の子 育て支援団体を対象とした交流 会を行うことにより、情報交換 等のネットワーク化を図り、子 育て中の保護者が自主的に運営 する子育てサークルを支援しま す。	子育て支援交流 会の開催回数 (回)	子育て支援交流会を実施するこ とで、地域子育て支援拠点が子 育てサークルの支援を行い、連 携が強化されることが見込ま れ、地域の子育て支援団体や地 域住民等との交流、ネットワ ークが生まれることで、地域に根 ざしたサークル活動が可能とな ることを目標とするため、子育 て支援交流会の開催回数を指標 として設定した。	(目標)	7	(予算)	450	B	子育て広場が中心となり、地域で子育て支援を行 う団体や子育てサークル等と子育て支援交流会を 実施した。 令和7年度についても、引き続きサークル活動を 支援すべく、奈良市子育てサークル補助金を交付 する。	A	—	継続	450	子ども育成課		
						(実績)	5	(決算)	240									
	②地域における子ど も の見守り活動の推 進	106	交通安全教室の開催	学校園に向かい、警察と協力し て横断歩道の渡り方、正しい自 転車の乗り方などの交通ルール をビデオ・人形劇等でわかりや すく説明するとともに、信号機 を使った実技指導なども併せて 行い、子どもたちに交通事故か ら身を守るすべを身につけても うるために開催します。	交通安全教室開 催率(%)	交通安全教室は、交通事故防止 と交通安全思想の普及を目的と しているため、「交通安全教育 の推進」を測る指標として、奈 良市内の学校園の交通安全教室 開催率を設定した。	(目標)	92	(予算)	2,206	C	保育園、こども園、幼稚園、小・中学校、福祉セ ンター等に向かい、令和6年度は延べ96回(参 加者9040人)交通安全教室を実施した。交通安 全教室を実施したことで、幼児・児童・生徒、保 護者、高齢者の交通ルール、マナーの向上を図 った。交通安全教室については、奈良警察署、奈良 西警察署、天理警察署と協力し、それにより、今 後も、幼児・児童・生徒、保護者、高齢者を対象 に、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図ってい く。	A	C	継続	2,203	危機管理課	
							(実績)	55.0	(決算)	2,000								
		107	青色防犯パトロー ル	市内一円を、青色防犯灯を装備 した車中でパトロール巡回し、 犯罪や事故等を未然に防止す るための啓発活動を行います。	青色防犯パト ロール実施回数 (回)	青色防犯パトロールを実施する ことにより、空き巣、車上荒 し、ひったくり、オートバイ・ 自転車泥棒等の街頭犯罪に対す る抑止効果が期待できるため設 定した。	(目標)	290	(予算)	266	A	青色防犯パトロールを令和6年度は369回実施し た。パトロールの定番により、犯罪・事故の未然 防止に効果があった。青色防犯パトロールを実施 することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり 、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対す る抑止効果が期待できるため、各機関と協力し、 パトロールの実施を積極的に推進する。	A	C	継続	262	危機管理課	
							(実績)	369	(決算)	238								
	108	防犯カメラ設置事 業	交通の要衝や駅・学校周辺に 防犯カメラを設置し、犯罪を未 然に防ぐ「犯罪抑止力」を高 め、万一犯罪が発生した場合 においても、警察と連携し速やか な認知、被害者の保護などを迅 速・的確に対応できる態勢を確 立します。	街頭防犯カメラ 設置台数(台)	犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止 力」を高め、万一犯罪が発生し た場合においても警察と連携し 速やかな認知、被害者の保護な ど迅速・的確に対応できる態勢 を確立して、安全安心なまちづ くりの実現に寄与する。また、 自治会等に補助金を助成し防犯 カメラの設置を促進することで 、地域の防犯意識を高め犯罪 を許さない機運を醸成するた め、防犯カメラの設置台数と 自治会等設置台数を合算した数 値を設定した。	(目標)	454	(予算)	24,739	A	平成28年度から令和6年度までに、犯罪発生が 集中する市内各駅周辺、交通の要衝地及び観光 地、小・中学校の通学路周辺や防犯及び交通安 全の観点から設置の必要性の高い場所や、街頭犯罪 やひき逃げなどの交通犯罪が多発している箇所 のほか東部地域の交通要衝地などに573台を設 置した。また、奈良警察署及び奈良西警察署と協 定を締結し、犯罪発生時の迅速な連携協力体制を構 築した。平成29年度から、防犯カメラを設置す る自治会等団体に補助金を交付し、令和2年度 は、補助金の上限を、地区あたり10万円から20 万円に増額し、令和6年度までに199台のカメラ 設置の補助を行った。自治会等団体への防犯カ メラ設置補助事業の更なる充実に取り組み、奈良 市内の安全安心なまちづくりの推進を図る。	—	—	継続	36,959	危機管理課		
						(実績)	772	(決算)	22,771									

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度 実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針		令和7年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当 課評価		取り組み内容・課題等	拡大、縮小、廃止 の理由			
	109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	「子ども安全の日の集い」参加者の満足度(%)	子どもの安全に取り組む大人の意識向上を目的としていることから、「子ども安全の日の集い」参加者の満足度を指標とする。	100	(目標)	90	62	B	「子ども安全の日の集い」は、令和6年度に20回目の前目を迎えた。今回は、子どもたちの安全・安心を守る立場の異なる大人が「インテルティスカッション」を行い、見守り活動の現状の課題と今後の取組について、それぞれの立場で意見交流を行い、自分たちができることを考えた。また、実績でできない方に向けて会場の模様をライブ配信し、子どもの安全・安心を守る学校と地域の機運を高める契機とすることができた。全国的にも子どもが被害に遭う凶悪な事件や事故は後を絶たず、地域の役割はこれまで以上に重要になるが、地域の方々の高齢化による担い手不足の解消が課題となっており、課題の解消に向けての議論と取組が必要である。	A	—	継続	57	いじめ防止生徒指導課
	(実績)	97	44													
	110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	市立小中学校に子どもを運搬している全世帯における、なら子どもサポートネットの登録世帯数の割合(%)	「なら子どもサポートネット」を通じて、不審者情報をはじめとする、子どもの安心安全に関する情報を配信している。地域の防犯意識の向上や防犯活動の促進が、子どもの安心安全確保に關して重要であると考えることから、登録世帯数の割合を指標とする。	90	(目標)	100	1,254	B	「なら子どもサポートネット」には、令和6年度、保護者や地域の方、学校園等の関係機関もきめ14,357件の登録があった。また、383件の安全・安心に関する情報の配信を行うとともに、正確な情報を迅速に提供しよう努めた。不審者情報をはじめとする子どもの安全・安心に関する情報については、保護者や市民からのニーズが高く、迅速で正確な情報提供が求められている。引き続き、なら子どもサポートネットの役割の周知を行うとともに登録者数を増やし、より多くの人が情報を共有することで、地域の防犯力の向上に繋げることが重要である。	A	—	継続	1,254	いじめ防止生徒指導課
	(実績)	89	1,254													
	111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	「子ども安全の家」標旗延設箇所数(件)	地域全体で子どもを守る機運を広めるため、標旗の設置件数を指標とする。	3,519	(目標)	5,000	560	B	「子ども安全の家」の標旗の設置については、3,418軒のご家庭及び店舗に協力いただくことができた。今後も、子どもを犯罪や事故から守るため、子どもが危険を感じた時に、すぐに助けを求め駆け込める場所を確保することが重要である。また、より多くの場所に設置いただくことで、地域で地域の子どもの安全を守る機運を高めることに繋げる必要がある。そのために、令和7年度には、各地域における設置状況を正確に把握し、地域の実情を踏まえた標旗設置の充実を図る。	B	—	継続	1,099	いじめ防止生徒指導課
	(実績)	3,418	568 (その他経費と合算)													

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にすると社会的な機運の醸成	112	イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。	イクメン手帳配布部数（部）	父親として子育てに積極的に参加してもらうことを目標として発行している。母子手帳との配布と同時に渡すことももちろん、市内内外各窓口に設置することや、子育てに関するイベント等で積極的に配布していき、第一期の目標値を上回るよう設定した。	2,785	(目標)	3500 (冊子)	(予算)	443	B	A	—	継続		0	共生社会推進課
							(実績)	2500 (啓発用カード)	(決算)	29							
	113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	ワークライフバランスに関する企業向け講座回数（回）	女性の就業等に向けた事業の一環として、市内企業のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を推進することで、従業員の就業への満足度や生活・労働意欲の向上、また企業の業績や生産性の向上に繋がりを、ひいては市内企業の魅力をアップさせ女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を構築することが重要であるため。	3	(目標)	3	(予算)	450	B	—	—	継続		470	産業政策課
							(実績)	1	(決算)	520 (同節内の予算を利用)							

基本方針3 地域全体で子ども子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和5年度実績値)	令和6年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和7年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を確保するよう努めましたか			
													拡大、縮小、廃止 の理由		

(3) 子ども子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して外出できる環境づくりの推進	114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	対策箇所数（箇所）	「通学路交通安全プログラム」に基づき、市・警察・小学校関係者・PTA代表・地域の代表者と共に通学路の合同点検を行い要対策箇所を決定しているため。	41	（目標）	40	（予算）	615,605	B	平成24年度から奈良市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、教育委員会等の関係機関と通学路点検を実施しており、抽出された危険箇所について、随時安全対策を施している状況である。今年度も引き続き、通常の合同点検にて抽出された危険箇所に対し、随時安全対策を行っていく計画である。	—	—	継続	820,000	道路建設課
						（実績）	24	（決算）	32,680								
	115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	管理する公園などの数（箇所）	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	690	（目標）	710	（予算）	225,109	B	奈良市が管理する都市公園等において除草作業や樹木の剪定・撤去作業、また公園遊具点検業務やそれに伴う遊具修繕、その他公園施設の修繕業務を実施することで公園施設を安全・安心に利用できるよう取り組むことができた。	—	—	継続	253,741	公園緑地課
						（実績）	693	（決算）	217,797								
	116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	遊具数（基）	平成27年度に策定された公園施設長寿命化計画に基づいた事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるような継続的な公園施設の整備が重要であるため。	39 （繰越26基予定）	（目標）	20	（予算）	67,000 （内、繰越67,000）	A	令和5年度に更新する遊具の選定について、自治会を通じ小学生等に意見を伺ったり、新たな遊具を発表する場を設けたりする等を行い、広く意見を聞くことができ、令和6年度にはその意見を反映した遊具更新工事を行った。また、その他の公園でも自治会を通じ、子供会等の意見を反映した遊具更新工事を行うことができた。	A	B	継続	30,000	公園緑地課
						（実績）	70	（決算）	67,000								
	117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	多子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	多子世帯向け住宅の新規募集を行うことにより住宅に空席する多子世帯に対する支援や、空室の有効活用・地域活性化につながるため。	2	（目標）	2	（予算）	4,000	B	多子世帯向けとして2件募集し、5件応募があった。入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で子育て世帯向けとして募集している。決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。今後も多子世帯向け住宅の募集を継続する。	A	—	継続	—	住宅課
						（実績）	2	（決算）	—								
	118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	子育て世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	子育て世帯に低廉な家賃の住宅を提供することにより、ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な住環境を創出するため。	20	（目標）	4	（予算）	20,000	B	子育て世帯向けとして16件空家募集し、45件応募があった。入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で一泊向けとして募集している。決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。今後も子育て世帯向け住宅の募集を継続する。	A	—	継続	—	住宅課
						（実績）	16	（決算）	—								

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の
令和 6 年度進捗状況について

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（子どもにやさしいまちづくりプラン）について

本市の子ども・子育て支援に関する事業を推進するため、奈良市子ども・子育て支援事業計画があります。

<子ども・子育て支援法第61条（抄）>

1 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画**（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

上記法令に基づき、

- ・平成27年に第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）
 - ・令和2年に第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）
- を策定しました。

本計画に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する事業（第二期では現在118事業）を推進しています。

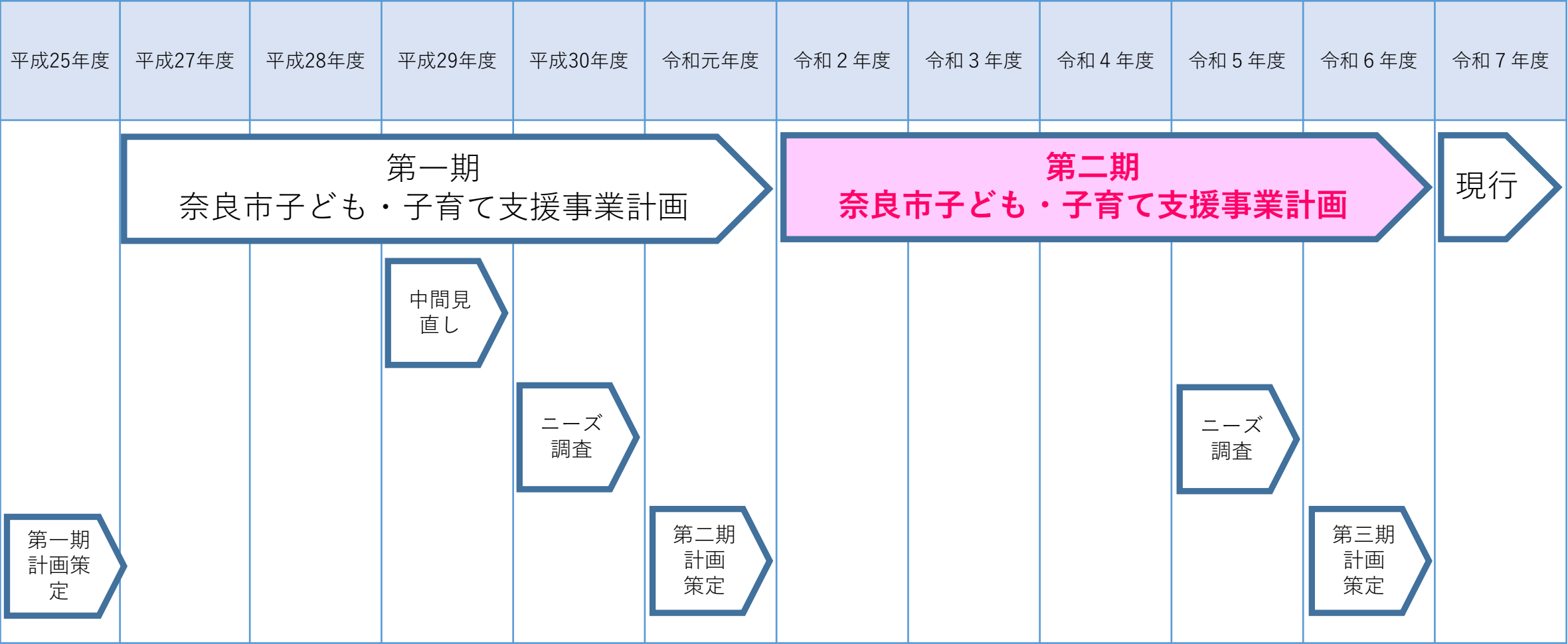


（参考）奈良市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成推進行動計画も引き継ぐ計画として策定しています。

<次世代育成支援対策推進法第8条（抄）>

1 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画の計画期間



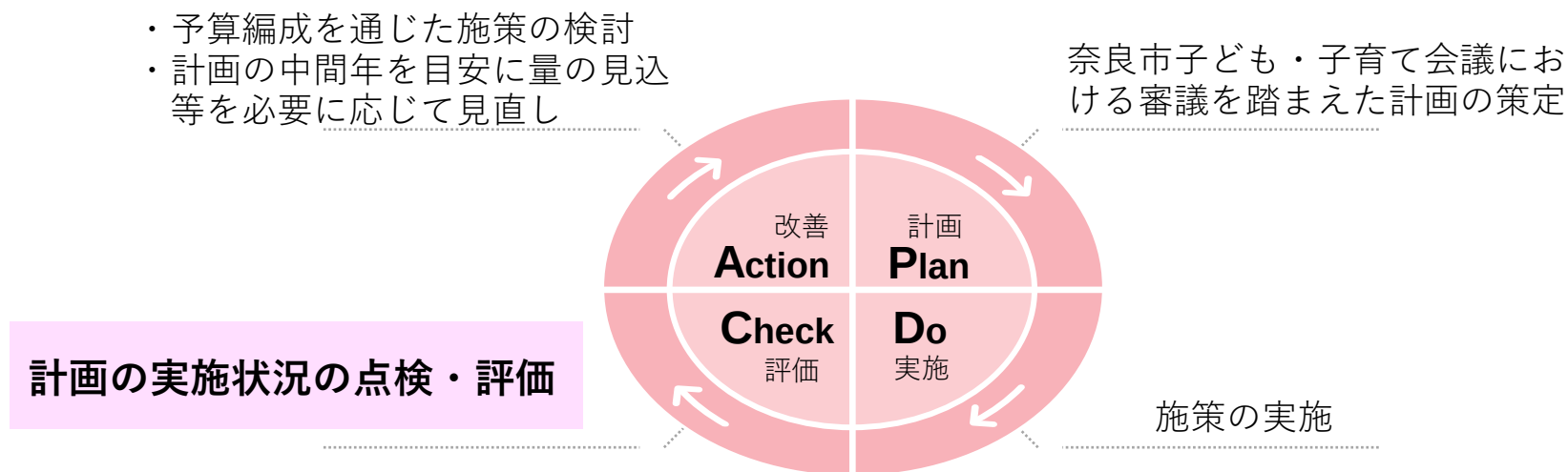
奈良市子ども・子育て会議による計画実施状況の点検・評価

子ども・子育て支援法第72条により、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市では、平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置しました。

<子ども・子育て支援法第72条第1項に掲げる事務>

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員の設定に関する事
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

子ども・子育て会議での審議事項の一つに「④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事」が定められており、これに基づき、委員の皆様、毎年、本市の子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況について、ご意見をいただいております。



1. 令和6年度進捗状況のご報告について

毎年、奈良市子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況に対してご評価いただいておりますが、引き続き令和6年度の各事業の進捗状況に対するご意見をお願いいたします。

対象となる事業は、これまでと同様に＜子ども・子育て支援法第61条＞の定めにより策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」（以下、事業計画）に紐づく事業です。

合計118事業の進捗状況につきましては、資料3－1 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」令和6年度進捗状況一覧で、書面にてご報告いたします。

2－1．地域子ども・子育て支援事業について

<子ども・子育て支援法第61条>では、本事業計画に、保育所・幼稚園・こども園など教育・保育施設の提供区域毎の目標値、及び「地域子ども・子育て支援事業」の13の事業の目標値（量の見込みと確保方策）を設定し、各計画年度の進捗管理を行うことが求められています。

これらの事業は第二期計画の進捗管理事業に含めるとともに、本事業計画書の第5章「教育・保育の量の見込みと確保方策」（P58～99）に掲載しています。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」（令和2年度～令和6年度） 第5章							
対象事業	No	奈良市における事業名	担当課	対象事業	No	奈良市における事業名	担当課
教育・保育	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課	(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)	55	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
			子ども給付課		56	子育てスポット事業	子ども育成課
			子ども給付課		57	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
(1) 利用者支援事業	64	利用者支援事業	子ども育成課	(8) 一時預かり事業	4	幼稚園等の一時預かり事業	幼保こども園課
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	5	保育所等の延長保育	母子保健課		60	保育所等における一時預かり事業	幼保こども園課 子ども育成課
			幼保こども園課		61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	子ども育成課
			放課後児童健全育成事業	(9) 病児・病後児保育事業	62	病児・病後児保育事業	幼保こども園課
(3) 放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	22	放課後児童健全育成事業	放課後児童育成課	(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	103	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	63	子育て短期支援事業	子ども安心課	(11) 妊婦健康診査事業	40	妊婦健康診査事業	母子保健課
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	子ども育成課	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	未実施	—
(6) 養育支援訪問事業	95	養育支援訪問事業	子ども育成課	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（令和3年度より実施）	子ども給付課

※「No」は資料3-1の事業Noと紐づいています。

次頁より上記各事業の令和6年度実績を報告します。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

教育・保育

進捗管理事業No.2

【計画値】

			令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
			1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
合計	児童数（推計）		7,765		4,720	2,241	7,586		4,656	2,200	7,363		4,599	2,154	7,226		4,509	2,100	7,117		4,415	2,050					
	量の見込み		3,435	538	3,497	2,204	650	3,295	562	3,482	2,229	660	3,145	581	3,445	2,261	668	3,033	605	3,440	2,274	674	2,988	595	3,389	2,228	655
	確保方策	特定教育・保育施設	3,112		4,016	2,216	754	3,171		4,052	2,234	754	3,157		4,052	2,234	754	3,157		4,052	2,239	754	3,157		4,052	2,239	754
		確認を受けない教育・保育施設	2,077		33	75	30	1,980		33	75	30	1,980		33	75	30	1,980		33	75	30	1,980		33	75	30
		特定地域型保育事業				91	42				91	42				91	42				91	42				91	42
		確保方策計	5,189		4,049	2,382	826	5,151		4,085	2,400	826	5,137		4,085	2,400	826	5,137		4,085	2,405	826	5,137		4,085	2,405	826
	不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0

【実績値】

			令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
			1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
				教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
合計	児童数		7,868		4,752	2,146	7,727		4,617	2,015	7,459		4,401	2,043	7,263		4,283	1,900	6,989		4,211	1,789					
	希望者数		3,451	442	3,619	2,250	565	3,251	452	3,700	2,250	587	2,972	436	3,774	2,271	608	2,800	450	3,825	2,315	560	2,441	424	3,885	2,386	556
	確保方策	特定教育・保育施設	3,117		4,051	2,221	754	3,082		4,106	2,242	757	2,992		4,179	2,312	769	2,860		4,188	2,274	770	2,877		4,247	2,282	764
		確認を受けない教育・保育施設	2,077		47	78	30	1,980		47	84	32	1,870		46	85	33	1,870		41	84	33	1,710		55	99	35
		特定地域型保育事業				68	27				97	34				97	34				97	34				97	34
		確保方策計	5,194		4,098	2,367	811	5,062		4,153	2,423	823	4,862		4,225	2,494	836	4,730		4,229	2,455	833	4,587		4,302	2,478	833
不足		0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	

令和4年度より継続している、極楽坊あすかこども園の保育定員増員のための移設を伴う園舎新築工事を完了しました。また、親愛幼稚園の認定こども園への移行についても完了しました。引き続き待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへ対応することを目的として、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、幼保施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進めていきます。6

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(1) 利用者支援事業 進捗管理事業No.64

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5	5	5	5
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	2	2	2	2	2

(単位：箇所)

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5	6	16	19
基本型・特定型	3	3	4	14	17
母子保健型	2	2	2	2	2

令和6年度は【基本型】を新たに3箇所の子育て広場で実施し、計16箇所となりました。なお、【特定型】の保育コンシェルジュを市役所本庁舎内に、【母子保健型】の相談窓口を保健所及び都祁保健センターに設けており、市内合計19箇所で利用者支援事業を実施しました。

2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

進捗管理事業No.5

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【計画値】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865
中央	799	832	864	897	929
西部北	770	801	832	864	895
西部南	895	931	968	1004	1041
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,031	2,163	2,273	2,285	2,134
中央	735	732	791	743	682
西部北	617	705	728	760	738
西部南	679	726	754	782	714
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

令和6年度は、保護者の多様な就労形態に対応し、子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、市立保育所1園、こども園2園で利用時間を超えた延長保育を実施したほか、私立保育所22園、私立認定こども園21園及び小規模保育事業所7園においても同事業を実施しました。

今後も同事業の充実を目指しつつ、新設園開所の際に、延長保育事業の実施を促すことにより、更なる拡充を図ります。

2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

進捗管理事業No.22

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【計画値（全域）】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521
1年生	1,029	1,098	1,158	1,178	1,211
2年生	989	984	1,050	1,108	1,128
3年生	771	850	846	904	952
4年生	513	547	601	599	640
5年生	302	307	325	358	358
6年生	160	194	199	211	232

【実績値（全域）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	4,391
1年生	558	1,037	1,167	1,136	1,198
2年生	509	887	930	1,084	1,071
3年生	406	755	702	803	957
4年生	300	484	529	495	668
5年生	153	268	287	312	316
6年生	70	143	134	150	181

例年に引き続き延長保育や夏休み等昼食提供事業を実施し、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化することで、保護者の負担軽減を図った結果、入所児童数は4,391人となりました。

巡回支援員の訪問保育指導を186回、作業療法士の訪問指導プログラムを133回(対象児童45人)、支援員研修を20回(合計参加人数1,213人)実施し、保育の質の向上に取り組み、引き続き主任支援員を配置し施設運営の効率化を図りました。

また、利用児童数の増加による施設の狭隘化に対応するため、富雄北バンビーホームの建て替えを実施しました。

共働き家庭の増加に伴い、利用児童数は年々増加していることから、引き続き支援員確保を強化しつつ、児童が安全・快適に過ごすことができるように施設整備を進めます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

進捗管理事業No.22

(単位：人)

【令和6年度計画値
(地域別)】

		量の見込み及び確保方策				
		中央	西部北	西部南	南部	東部
	全学年計	1,126	1,453	1,603	238	101
	1年生	311	398	420	59	23
	2年生	271	358	415	59	25
	3年生	230	322	330	50	20
	4年生	163	199	234	32	12
	5年生	83	116	121	26	12
	6年生	68	60	83	12	9

【令和6年度実績値
(地域別)】

		実績				
		中央	西部北	西部南	南部	東部
	全学年計	1,169	1,268	1,646	201	107
	1年生	334	336	452	61	15
	2年生	272	322	410	49	18
	3年生	275	284	335	45	18
	4年生	166	185	269	26	22
	5年生	78	91	116	9	22
	6年生	44	50	64	11	12

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

進捗管理事業No.63

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	300	300	300	300	300

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	122	116	324	223	357

令和5年度は、利用延人員は84人であり、利用日数は223日であった。一方で令和6年度は利用者延人数は125人であり、利用日数は357日であった。利用延人員及び利用日数共に増加している理由としては、令和6年度より利用の期間7日以内という制限がなくなったことが考えられる。今後も、子育ての孤立化などから、今後も利用者が増加することが予測されるため、児童虐待防止を目指し、里親等受け入れ先の増加を目指していく。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

進捗管理事業No.43

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【計画値】

(単位：面接件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	1,807	R7.9 算出予定

令和6年4月から令和6年11月生まれの対象1,220人に対し、1,202人（面接率98.5%）訪問を行いました。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育支援訪問等で支援を行いました。

引き続き、全戸訪問の100%実施の実現に向け、訪問できない家庭については、来所等による面接を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指します。また、継続的な支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら支援を行っていきます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(6) 養育支援訪問事業

進捗管理事業No.95-1,95-2（ケアラーサポート除く）

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する相談、助言、家事の支援などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

【計画値】

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	75	75	75	75	75

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	101	97	93	122	122

令和6年度は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職（保育士、看護師等）が訪問し、養育に関する相談、助言などを行いました（新規36件、継続も含めた45世帯に対して、合計386回訪問）。また、家事や育児についてサポートが必要である家族に対して、サポーターを派遣し、家事サポートを行いました（77世帯に対して、合計1,757回訪問）。

年々家事や育児のサポートに対するニーズが高まっており申請希望者が増加しているため、新たに1事業所と契約し、育児負担の軽減に努めました。また、電子申請の導入により、利便性の向上を進めました。今後も事業所の拡大に努めます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

進捗管理事業No.55～57

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303
中央	49,966	50,950	51,934	52,918	53,902
西部北	68,392	69,739	71,086	72,432	73,778
西部南	26,377	26,896	27,415	27,935	28,454
南部	12,383	12,627	12,870	13,114	13,358
東部	6,314	6,438	6,562	6,686	6,811

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	81,526	73,702	93,774	117,417	120,677
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	34,219
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	32,973
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	44,191
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	6,246
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	3,048

地域子育て支援拠点事業では、市内の子育て広場15か所で、親子が集える場の提供、子育てに関する講座の実施、子育て等に関する相談援助を行いました。また、地域の団体と協働しての出張講座、地域ボランティアの受入れ、子育てサークルの支援を行う等積極的な地域との連携・支援を行いました。

子育てスポット事業においては、地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが内容の工夫を行い事業を実施しました。令和7年度においても地域の子育て親子が利用しやすい場となるよう、引き続きそれぞれの地域で工夫しながら事業を実施していきます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(8) 一時預かり事業 ① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

進捗管理事業No.4

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286
中央	42,135	43,891	45,647	47,403	49,158
西部北	30,434	31,363	32,293	33,223	34,153
西部南	45,387	46,579	47,770	48,961	50,152
南部	1,132	1,190	1,247	1,305	1,362
東部	1,320	1,355	1,390	1,425	1,461

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	96,725	106,832	105,132	115,170	121,314
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	26,100
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	37,605
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	55,406
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	1,969
東部	709	1,823	1,485	1,301	234

令和6年度は、市立認定こども園全17園、市立幼稚園全8園、私立認定こども園18園、市内に住所がある児童が通う市外の私立幼稚園（新制度）1園で事業を実施しました。

市立園においては、保護者の多様化するニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めました。担当者連絡会を開催し情報交換等の機会をもち更に保育の充実に努めます。

また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については、私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に対応することで、私立幼稚園への就園促進を図りました。

※ 奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園（生駒市）分は899人（上記に含めず）

2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(8) 一時預かり事業 ② 保育所等の一時預かり 進捗管理事業No.60、61

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380
中央	4,693	4,692	4,688	4,686	4,684
西部北	3,402	3,399	3,392	3,383	3,374
西部南	4,346	4,332	4,326	4,320	4,311
南部	—	—	—	—	—
東部	12	12	11	11	11

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	7,758	8,244	10,363	12,365	10,566
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	3,424
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	2,557
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	4,566
南部	—	—	—	—	—
東部	39	11	11	35	19

令和6年度は、保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内の私立保育所等18園に対して補助を行いました。今後も、子育て支援の充実のため、事業の充実に努めます。

地域子育て支援拠点においては、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場6箇所でも一時預かりを行いました。令和7年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施していきます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(9) 病児・病後児保育事業 進捗管理事業No.62

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	450	1,015	1,220	1,552	1,230

令和6年度も引き続き、子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に対して補助を実施しました。

併せて、国の補助基準額に市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を行いました。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

進捗管理事業No.103

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【計画値】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
就学前児童	4,853	5,212	5,578	5,989	6,435
小学生	2,660	2,667	2,665	2,655	2,638

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	5,140
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	3,368
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	1,772

依頼会員のニーズに応じ、預かり、送迎等の支援を行い、また、多子世帯や非課税世帯等に対する利用料助成を行いました。

また、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報に加えて、会員登録のしていない子育て世帯も参加できる交流会を実施するなど、センターの取組等を認知してもらうように積極的な広報を行いました。

会員数は、依頼会員1,904人、援助会員427人、両方会員61人であり、今後も引き続き、援助会員数の増加に向けて、ファミリー・サポート・センター以外の場所でも説明会を行う等積極的に広報を行っていきます。

2－2．地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

(11) 妊婦健康診査事業 進捗管理事業No.40

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【計画値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700

【実績値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	25,492	25,480	23,837	22,061	21,835

令和6年度も引き続き、妊娠中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しました。

また、妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付（令和5年9月以降は14枚を追加し、40枚交付）しました。

2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【令和3年度より開始】
(小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業)

進捗管理事業No.72

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【計画値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	—	15	18	20

※令和3年度より事業が開始されたため、
量の見込みと確保方策は第二期計画策定時
には定めておりません。

【実績値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	12	11	11	10

令和6年度も引き続き、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者に月額20,000円を限度に給付しました。

ご意見の提出方法について

【別添1】第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画 (奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン) 令和6年度進捗状況に対するご意見等__回答様式

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度進捗状況に対するご意見等を、本様式に入力の上、ご返信ください。
※ご意見・ご提案のある事業についてご記入ください。計画全体についてのご意見等は、「事業No」「事業名」は空欄のままにして、ご記入ください。
※様式が足りない場合は、お手数ですがシートをコピーいただき、入力をお願いいたします。

提出期日：令和7年7月31日(木)

提出先メールアドレス：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

委員名	
-----	--

事業No		事業名	
内容			

乳児等通園支援事業の認可について

学園前学園(幼保連携型認定こども園)

あやめ池学園(幼保連携型認定こども園)

富雄学園(幼保連携型認定こども園)

奈良市子ども未来部

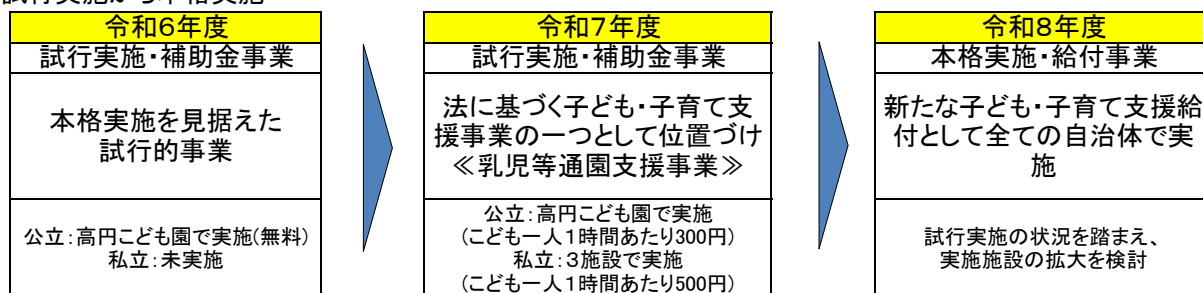
令和7年7月8日

こども 誰 でも 通園制度

●事業について

こどもの育ちを応援し、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象として月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる新たな通園給付。

●試行実施から本格実施へ



●一時預かり事業との違い

- ・一時預かり事業… 育児疲れの解消や急病、入院等に伴う一時的な保育など、保護者の立場からの必要性に対応する「預かる」サービス。「事業」であるため任意実施。
- ・こども誰でも通園制度… 保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいては得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的である「通園」制度。令和8年度から「給付制度」となることで、こどもにとって一定の権利性が生じ全国共通で実施。

●こどもにとっての意義

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

●保護者にとっての意義

- ・専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- ・こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。
- ・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

●実施方式

- ・一般型事業… 定員を新たに設け、専用室を設ける等により受入れを行う方式。
- ・余裕活用型事業… すでに本市により認可を受けている保育所等により、利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の空き枠を活用して受入れを行う方式。主に同年齢の在園児と同じクラスで過ごす。

幼保連携型認定こども園 奈良認定こども園学園前学園
(令和7年8月事業実施予定)

1. 運営主体 学校法人 吉住学園

2. 定員 225

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	20	30	40	47	44	44
在籍 (4月)	4	30	36			
空き	16	×	4			

3. 特別保育 延長保育、一時預かりを既実施

4. 施設概要 所在地：中山町西三丁目535番地の200

構造：鉄骨造 2階建

駐車場：有

駐輪場：有

園の認可沿革	昭和51年2月1日	児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園
	平成27年4月1日	幼保連携型認定こども園設置認可を受けこども園へ移行
	令和7年8月	乳児等通園支援事業の認可を受け事業実施予定

幼保連携型認定こども園 奈良認定こども園あやめ池学園
(令和7年8月事業実施予定)

1. 運営主体 学校法人 吉住学園

2. 定員 137

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	19	19	19	26	27	27
在籍 (4月)	4	24	22			
空き	15	×	×			

3. 特別保育 延長保育、一時預かりを既実施

4. 施設概要 所在地：あやめ池北三丁目10番13号

構 造：鉄筋コンクリート造 3階建

駐 車 場：有

駐 輪 場：有

園の認可沿革

平成15年4月1日	児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園
平成27年4月1日	幼保連携型認定こども園設置認可を受けこども園へ移行
令和7年8月	乳児等通園支援事業の認可を受け事業実施予定

幼保連携型認定こども園 奈良認定こども園富雄学園
(令和7年8月事業実施予定)

1. 運営主体 学校法人 吉住学園

2. 定員 118

在籍 (4月) 空き	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	15	15	15	29	22	22
	5	22	22			
	10	×	×			

3. 特別保育 延長保育、一時預かりを既実施

4. 施設概要 所 在 地：学園大和町六丁目708番地の15

構 造：鉄筋コンクリート造 3階建

駐 車 場：有

駐 輪 場：有

園の認可沿革	平成26年2月1日	児童福祉施設設置認可を受け保育園として開園
	平成27年4月1日	幼保連携型認定こども園設置認可を受けこども園へ移行
	令和7年8月	乳児等通園支援事業の認可を受け事業実施予定

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可基準への適合状況について

基準※	基準の内容	奈良認定こども園学園前学園		奈良認定こども園あやめ池学園		奈良認定こども園富雄学園	
		所在地 : 中山町西三丁目535番地の200 設置運営法人 : 学校法人 吉住学園	申請内容 適否	所在地 : あやめ池北三丁目10番13号 設置運営法人 : 学校法人 吉住学園	申請内容 適否	所在地 : 学園大和町六丁目708番地の15 設置運営法人 : 学校法人 吉住学園	申請内容 適否
【第6条】 非常災害に関する基準	1 非常災害に対する具体的計画を立てること	危機管理マニュアルの策定済	○	危機管理マニュアルの策定済	○	危機管理マニュアルの策定済	○
【第7条】 安全計画の策定に関する基準	2 安全に関する事項についての計画を策定すること	安全計画の策定済	○	安全計画の策定済	○	安全計画の策定済	○
【第8条】 自動車を行運行する場合の所在の確認に関する基準	3 利用児童の送迎を施設が実施し、かつ自動車の使用がある場合に、ブザー等、車内の利用児童の見落としを防止する装置を備えること	送迎: 無	○	送迎: 無	○	送迎: 無	○
【第15条】 食事の提供に関する基準	4 食事の提供を行う場合、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること	食事の提供: 無	○	食事の提供: 無	○	食事の提供: 無	○
【第16条】 運営規程に関する基準	5 乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定を定めること	運営規程を作成済	○	運営規程を作成済	○	運営規程を作成済	○
【第25条】 設備および職員に関する基準	6 保育所、こども園等のそれぞれの基準に定めるところによる	0歳児: 既存乳児室で既存利用定員20人の範囲内で、在籍児童と合同実施 1歳児: 既存ほふく室で既存利用定員30人の範囲内で、在籍児童と合同実施 2歳児: 既存保育室で既存利用定員40人の範囲内で、在籍児童と合同実施	○	0歳児: 既存乳児室で既存利用定員19人の範囲内で、在籍児童と合同実施 1歳児: 既存ほふく室で既存利用定員19人の範囲内で、在籍児童と合同実施 2歳児: 既存保育室で既存利用定員19人の範囲内で、在籍児童と合同実施	○	0歳児: 既存乳児室で既存利用定員15人の範囲内で、在籍児童と合同実施 1歳児: 既存ほふく室で既存利用定員15人の範囲内で、在籍児童と合同実施 2歳児: 既存保育室で既存利用定員15人の範囲内で、在籍児童と合同実施	○

※基準は「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」による